

○議事日程 (平成二十五年三月十五日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫

○出席議員

- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏
- 五 番 吉田太郎
- 六 番 早崎百合子
- 七 番 野村永一
- 八 番 田中敏弘
- 九 番 松永民夫
- 十 番 皆川雅子
- 十一 番 中村辰夫
- 十二 番 水谷久美子
- 十三 番 岩瀬進

○欠席議員

十二番 岩瀬進

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝
副町長 西脇正博

教育委員会	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一
総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	伊藤公一
健康福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
農業建設課長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設課長	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
水道建設課長	西脇和信
会計管理者兼 会計課長	伊藤幸
教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長	香川満
教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	藤田実芳
生涯学習課長	藤田実芳

消 防 長 小林恒夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	山中秀樹
議会事務局書記	川地洋子
議会事務局書記	稲川諭実彦

本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） それでは日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、八番 田中敏弘君、十番 皆川雅子君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） おはようございます。

（開議時間 午前九時三十分）

平成二十五年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いします。

前段を私が見上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告いたします。

十二番 岩瀬進君より病気のため欠席の通告がありましたので、御報告をいたします。

中日新聞記者より、取材のための写真撮影の申し入れがありましたので、養老町議会傍聴規則第八条ただし書きの規定により、許可をいたしました。ただし、撮影につきましては、会議冒頭のみといたします。

ただいまから平成二十五年第一回養老町議会定例会を再開し、

○議長（松永民夫君） 次に日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、今定例会より、一般質問の方法は分割質問方式とし、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許可します。
最初に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま議長より発言のお許しをいただき

ましたので、一般質問をさせていただきます。質問事項が二点ございますが、ただいま議長がお話しされましたように、今回から分割方式にて一般質問をすることになっておりますので、通告に従いまして、まず最初に囑託職員による公金の着服問題についてをお伺いいたします。

先般、町長より緊急要請を受けた議長が、全議員をこの二月二十一日午後四時に招集し、全員協議会が開かれました。そこで、養老町の囑託職員（四十五歳）の女性による清華苑での施設利用

料の着服が判明した。本人に確認したところ、自分がやったことを認めましたという報告をいただきました。

その内容は、平成二十四年十一月からことしの一月までの期間に、五件で総額二十万一千円の業務上の横領が発覚し、同日付で職員を解雇した。これに対し、刑事訴訟法二百三十九条第一項をもって養老警察署に近々告訴するとの内容でした。

また、同じ時間帯に、副町長と総務部長、住民福祉部長の三人が大垣の記者クラブにて、マスコミに対し、この事件の概要を発表しているとも報告をされました。

この町長報告の中で、今後については捜査を警察に委ねる。また、監査体制を整える。このようなことになり大変申しわけないと陳謝されました。これ以上は警察による捜査中であり、詳しくは言えないとのことでした。ある議員が、この事件はいつごろ発覚したのか。また、その清華苑の対応は大丈夫かとの質問に対し、詳しい時期は言えない。一月の中ごろで、事件発覚後は本庁の職員で職務を対応しているので支障はないとの答弁をされました。その日の夕刊・テレビ、また翌二十二日の新聞等に大きく報道がなされ、その内容と議員に報告された内容とに大きな格差があり、我々議員は怒りを感じました。

このときのマスコミの報道内容は、平成二十二年四月から臨時職員として勤務。その後、嘱託職員となる。この三年間で施設利用料の着服は百七十数回にわたり、総額一千百数十万円の公金の業務上の横領があったと報道がなされました。

この問題は、養老町民はもとより、社会に対して恥じるべき事件であります。私は、町会議員の一人として、養老町民に対し心より深くおわびを申し上げます。

ここで、この事件がなぜ起きてしまったのかを検証し、再発防

止につなげたいと、こう思います。

そこで、次の三点についてをお伺いいたします。

まず一点目、このような事件が起きた原因はどこにあるのか。また、この事件を把握したのは一月の中旬ということですが、正確には何月何日で、どういう経緯で発覚したのかを詳しくお伺いしたい。

二点目、この事件の責任はどこにあるのか。四十五歳の女性の嘱託職員の指導、監督責任が行政側にあるとしたら、責任を誰がどうとるのかの見解を述べていただきたい。

三点目、清華苑の事務処理の方法についてお尋ねします。開苑当時から同じシステムで事務処理をされているのか、もしくは途中で変更になっているのかをお聞きしたい。また、事務処理用の書類・帳簿等は、日報、領収書、納付書、施設利用申込書などがあるとは思いますが、どんな書類で経理をされていたか、管理・報告はどのようになされていたのかを教えてください。

以上、この三点についての答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 答弁に入る前に、毎日新聞の記者の方からも取材のための写真撮影の申し出がございましたので、許可をいたしました。なお、写真の撮影にしましては会議の冒頭のみといたしますので、よろしくお願いたします。

それでは大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の御質問にお答えをいたします。

このような事件が起きた原因はどこにあるのか、この事件を把握したのは一月の中旬ということですが、正確には何月何日で、どういう経緯で発覚したのかを詳しくお伺いしたいということでございます。

今回の公金着服問題は、町職員に対する信用を著しく失墜させ

たばかりではなく、町民の皆様への信頼を裏切るものであり、職員を管理監督する立場から、議会を初め町民の皆様から深くおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、質問の回答を申し上げます前に、お答えする前提といたしまして、今後警察の捜査に支障を来す事項がございます。例えば個人の特定について、いわゆる具体的には被疑者の住所・氏名・生年月日、証人の住所・氏名等でございます。また、精査されていない件数及び被害額、いわゆるこれは内部調査も含んでおります。また、着服の三口及び使い道等、事実関係が明らかになつていないもの、いわゆる警察の捜査によって立証されていないものにつきましては公表しないのではなく、公表することができないというところでございます。

なお、これまで警察や顧問弁護士との協議の中で、公表できるものと公表できないものがあるということで、詳細については公表を控えてまいりましたので、御理解をお願いしたいと思います。まず事件の発端となりました経緯につきましては、一月十五日ごろに生活環境課の職員が清華苑利用料表を確認していたところ、祭壇の使用なしに告別式を行っていたものがあったため、元嘱託職員に尋ねたところ、祭壇は使用しなかったと回答いたしました。が、念のため葬儀業者に確認したところ、祭壇を使用したことが判明いたしました。再度、元嘱託職員に問いただしたところ、使用料が発生しない花壇を使用したと思っていたら、後日祭壇を使用したことがわかり、残金を徴収したと回答し、この際、領収書の控えの金額が二十二万三千円から十四万二千円に訂正されたものを差し出しました。

一月二十一日に、確認のため該当する告別式を行った遺族に尋

ねてみたところ、二十二万三千円の領収書を所持していることが確認できたため、虚偽の報告が明確になりました。

一月二十二日の早朝、始業前でございますけれども、住民福祉部長及び生活環境課長から私のところに対して一連の報告を受けました。何度も事実には誤りがないかを確認し、不正していることが確認できたため、即刻出勤停止を命ずるとともに、過去の調査、いわゆる雇用以前のものも含めた四カ年分でございます。二十一年、二十二年、二十三、二十四年度のものを実施するよう命じたものでございます。

このように、元嘱託職員本人に最大の原因があることはもちろんでございますけれども、第一に平成二十二年四月当時、元嘱託職員を清華苑の日々雇用職員として新規採用をするに当たって、法を遵守し、誠実で公正であるべき公務員としてふさわしい人物かどうかの見きわめができなかったことはもちろんでございます。けれども、第二に、町と清華苑で別々に保管すべき領収済通知書及び払込書控えがともに清華苑で保管されており、調定額との照合がされていなかったこと。また、清華苑使用料金の収入金調定作業と清華苑の金庫への保管を元嘱託職員のみが行い、複数の職員によるチェック体制が整っていないことが主な原因であると考えております。

また、この問題に対する責任でございますけれども、この事件は、管理監督する立場にある私を初めとする所管関係職員の責めによるものであります。公金に対する意識の希薄さ、慣例による内部規律の緩み、危機管理意識の欠如が招いたものであると考えております。

次に、責任を誰がどうとるかについては、来週開催する予定でございます懲戒処分審査委員会に諮り、所管部課長等関係職員の

処分を決定するとともに、行政責任者としての責任を認識し、私を含めた特別職の減給を行うため、時期を見て条例改正案を提出していきたいと考えております。

次に、開苑当時からシステム処理が同じかどうかというような御質問でございますが、まず事務処理システムにつきましては、平成七年四月の開苑当時から基本的に変更はございません。平成十八年四月二十八日の収入金調定作業時より、手書きからパソコンシステムによる明細書の作成に切りかえております。この時点から収入金調定明細書に個人名を付記せず、一定期間——これは当時、友引から友引まででございますが——における全体の施設項目別件数と使用料の記入に変更しております。そのために、調定書と利用者個々の使用料との確認ができにくくなっております。

次に、事務処理に係る書類は、住民人権課から送付されるおくりやみ新聞等掲載依頼書及び情報提供承諾書により死亡届受け付け内容を把握し、斎苑使用許可申請書により施設の使用区分、日時の確認を行い、斎苑（清華苑）使用受付簿に記入するとともに、三連複写の払込書兼領収書に種別ごとの施設使用料を記載し、葬儀終了までに使用料の徴収を行い、経理は日付別の清華苑利用表より集計し、収入金の調定を行っております。

管理、報告につきましては、主に設備のふぐあい等施設管理が中心であり、事務処理は財務会計における取り扱いの指導を実施する程度でございます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま町長のほうから御答弁をいただきましたが、事務処理、また清華苑での仕事の流れを聞かせていた

できますと、これはそういう環境にあると、そういう不正をしてもいいですよというような環境にあると、こういうふうに思いますが、今後は、特にその点を注意して是正をしていただきたい。そうすることによって不正が根絶できる、かように思いますが、書類の管理の不備、これが一番原因じゃないかと思えます。

これが、例えば開苑当時からあったということであれば、開苑当時からこの事件が発覚するまでの間、これに関しても精査をさせていただく必要があると、こういうふうに言わざるを得ないと思えますので、その方向を示していただき、しかるべき時期が来ましたときには、また御発表いただきたい、かように思います。

それから、全員協議会で町長報告がなされた内容と、副町長が大垣の記者クラブにて発表した金額、この内容がかなり格差があったと。私も議員は、五件で二十万一千円という表現で被害額を確定している分といえますか、今わかっている部分でこうだと。まだ調べている段階で確実なことは言えないというような表現がございましたが、なぜ私たち議員にはそんなに低い、私もその場に居合わせまして、二十万一千円であればそんなに大きく、不正をしたことには間違いはありませんので、それなりの罪、またしかるべき措置をとることは当然ではございますが、そこまで強く責めるということも必要ないのかなあとという感じでしたが、最後に町長が、きょうの発表したことはある新聞の夕刊に載っていますよという情報が先ほど入りましたという報告を受けました。その新聞を見せていただきますと、総額で一千百数十万円という表現で報告をされていましたが、百数十回にわたってと、こういう表現でございましたが、町長はなぜ議員の前ではそういう説明はなされなかったのか。

私がおののきに感じましたことをストレートに言いますと、そ

の会場の中に事件を起こした人物の母親が同席していた、そういう状況がありました。だから、その母親に気を使って事件の内容を小さく我々に報告したのじゃないのかと、こういうふうに思っ
てしまいました。現実はどうかわかりませんが、その辺のところ
もちよつと心境をお聞かせいただきたい、こういうふう
に思います。

それから二点目としまして、事件の発覚が、今町長のお話です
と一月十五日にクエスチョンで間違いじゃないのかなあ、これは
不正かなあというふうなことで、確定したのが一月二十二日に不
正があるというふうに確定されたということですが、一
月の二十二日から公表された二月二十一日、また告訴されたのが
三月の七日。こういうふう
に時系列に追っていきま
すと、発覚して
から告訴までに約四十五日間かかっています。また、公表して
から告訴までに約十五日間かかっていると。この時間が余りに
もかかり過ぎて
いる。これはなぜなの
かということをお聞
きしたいと思います。

以上、二点の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず全員協議会における数字とマスコミ発
表との違いでございますけれども、先ほども申しましたけれども、
公的な場においての確定をしていない金額については、公表しな
いということ
を原則としてお
ります。予算内示会前
に、副町長から
議員全員協議会に
この件について御
説明もしておると
思いますけれども、
再度申し上げたい
と思います。

警察との事前打ち合わせを行い、あくまでも事実関係が判明し
ている五件二十万一千円の記者発表をする内容を原則として、議
員報告並びに記者会見にそれぞれが臨んだわけでございます。

マスコミに對しましては、長時間にわたり数多くの質問を受け
た中で、全体の被害額の精査がされてない状況のもと、内部調
査で判明したおおむねの額等という前提で申し上げたものでござ
います。また、議会全員協議会において、私は詳しい金額は申し
上げられませんが、相当な金額になると申し上げております。今
後、警察の捜査に委ねることになりますので、これ以上のことは
差し控えさせていただきます。

また、その際、関係者が同席していたということでございます
けれども、そういった気遣いを一切して答弁した覚えはございま
せん。

また、発覚から告訴まで四十五日間ということでございますけ
れども、雇用前の平成二十一年度から、これは単独犯であるか複
数犯であるかということ、またそれ以前にもこういった問題があ
るかどうかということ
を精査するために、四
力年分を対象にさ
かのぼって調査いた
しましたところ、雇
用時の平成二十二
年度分から不明金
が発生しているこ
とが判明しました。

事の重大さを認識した上で、関係書類を慎重に照合しながら二
重三重のチェックを行ったこと、司法に委ねることとなるため、
顧問弁護士との打ち合わせを重ねたこと、告訴及び記者発表への
対応策を警察に再三にわたり指導を受けたことなどにより、日数
を要したものでござ
います。

こうした横領事件については、過去の例から見ても、内部調査
から発表まで三カ月から六カ月程度を有するのが通常であり、非
常に素早い対応であつたと警察からは聞いております。私といた
しましては、即断即決、スピード感を持って処理したつもりでござ
います。行政の処理スピードと一般住民との間にずれがあるこ
とは否めませんが、これは法にのっとり処理しているため、

いたし方ないかなとも思っております。

また、公表から告訴まで十五日余りの期間を要したのは、告訴するためには、発表した額、いわゆる五件二十万一千円を上回る一定額以上のものが必要であるとの警察の指導により、さらなる精査を行ったことによるものでございます。もちろん、この間に何度も警察と綿密な打ち合わせを行っております。これならという同意により告訴をいたしました。

名前の公表につきましては、被疑者として扱われる状況にある間においては公表すべきではないとの警察の指導により、公表を控えたものでございます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま町長が御説明いただきましたことをよく理解できませんし、警察の捜査に障害を与えるような証言をくれとは申しませんが、町民の皆さんは、少しでも早くこの問題を解決してほしい、全容を早く知らせてほしいという思いがあるということでございますので、先ほどの町長のお言葉でも即断即決ということで、事が早く進んでいるよというお話でございます。たけれども、その姿勢をひとつ忘れずにお願したい、かように思います。

そこでもう一点、私が不審に思っておることが一つございますので、これをお聞きしたいと思います。

一般職で嘱託職員としての採用条件というのは、例えば面接試験、また採用期間等の決めといたしますか、ルールといたしますか、それがあるとは思いますが。この職員に関しましては、平成二十二年四月に臨時職員として採用され、その後、平成二十四年の十月に嘱託職員になっております。臨時職員としての、また嘱託職

員としての採用時の経緯をお聞かせいただきたい。また、採用時もしくは昇格時に母親の関与・口ききがあったと聞いておりますけれども、これはいかがでしょうか。

それと、私これで三回目の質問に入りましたので、最後のお願いをさせていただきますが、再発防止に向けた取り組みをされていると思いますけれども、最終的にどのように変更されるおつもりなのか、今、当座の対応で済ませていくつもりなのかということ、一点。もう一点は、清華苑だけの問題ではなく、出先機関の各施設の検証もされているとは思いますが、他の施設の検証結果も管理・監督、その辺も含めて御答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

採用の経緯ということでございますけれども、採用当時、二十二年四月でございますけれども、当時の町長と関係者が退職をいたしておりますので、採用時の内容については、私としては承知をしております。

また、嘱託職員になった理由でございますけれども、平成二十四年九月に前任の嘱託職員（当時七十六歳）が高齢を理由に退職したことに伴い、欠員が生じたため、事務事業を総括する嘱託職員に任命したものでございます。評価については、並の評価であったと思えます。そこで、母親の関与等の云々でございますけれども、そのような認識はございませんでした。

それから、再発防止に向けた取り組みでございます。

清華苑でのこのような事件が起きないように、現在は本庁の担当職員が清華苑へ出向きまして、受付簿、領収書、現金を確認して会計課へ振り込みを行っております。この際には、これまでの

収入金調定通知書及び使用料明細書に加えて、町保管の領収済通知書、利用者別利用料明細を添付した会計課でのチェックをあわせて実施しております。

町全体の再発防止につきましては、今回の事件の要因である公金管理の過ちを深く反省し、今後こうした問題が二度と発生しないよう早急に内部のチェック体制を改めたいと存じます。

そこで、再発防止策を速やかに講じるため、副町長、各部長、会計管理者、消防長及び出先機関の代表、中央公民館長、福祉センター所長などがございますが、十二名で構成する養老町公金等管理適正化検討委員会を設置いたしまして、公金等の管理についての現状把握、不正防止策について検討してまいりたいと思っております。

三月十二日に第一回の会議を行い、現状の公金等の流れについて検討を行いました。特に現金による公金等の取り扱いに関しては、不正発生の要因をなくし、公金事故を防止するため、統一的な手続や処理が行われるよう、基本的なマニュアルを今後作成する必要があります。また、公金等を扱うそれぞれの部署において、現状に合わせ確実にチェックできる体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、今回の不祥事の原因は、公金の取り扱いに対する倫理観、責任感の欠如であり、公務員としての倫理観を高めるべく、職員研修の充実も図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 御答弁ありがとうございます。

私が先ほど質問した中でもう三回目をやりましたので、この後

岩永議員が御質問をされますので、そこに期待したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

最後に、この件につきまして、今後このような不名誉な事件が絶対に起きないように、職員一同肝に銘じ、業務に携わっていただきたい、このことをよろしく願います。

では、次のテーマに移ります。

地震に対する減災対策についてお伺いいたします。

先般、岐阜県が南海トラフ巨大地震と養老・桑名・四日市断層帯の内陸型地震を見込んだの被害想定調査の結果を発表いたしました。その発表によりますと、養老町で起きると予想される被害は、南海トラフ巨大地震では震度六弱、全壊家屋九百九十戸、死者十名と発表されました。また養老・桑名・四日市断層帯地震では最大震度七、全壊家屋五千三百戸、死者二百七十名の被害が出ると想定される発表がなされました。このことを言いかえますと、養老町の世帯数が約一万二百戸でございますから、半数の家庭が全壊家屋となってしまうと、これに半壊家屋を想定しますと、養老町は全滅に近い被害が想定されます。このことから見ても、養老町の防災対策の見直しが必要であると思っております。いかがでしょうか。

もし、このような地震が起きたら、養老町は非常事態です。このことから、養老町の施策は民間の建物の耐震化をより一層強く取り組まなければならないと思います。

現在、養老町では、昭和五十六年以前に建築された木造住宅の耐震診断を受けた家屋に対して、上限で四万五千円の補助金が出る。また、この制度を利用した家屋が耐震補強工事を行う場合には、補助金が上限で八十四万円出る制度になっておりますが、先日の新聞によりますと、耐震補強工事には一戸当たりの平均で約

三百万円から五百万円までかかるとの報道でした。養老町での耐震補強工事の補助金が八十四万円では、自己負担額が多額で足かせとなり、果たしてどれだけの方が耐震補強工事をされるかは疑問であります。また、このような事業で補助金制度があることを広く町民に知らされていないことも問題であります。

大垣市では、昨年度、耐震補強工事をされる方には二百十万円の助成金を出すように増額をされました。その結果、申込者が予定の二倍以上あり、九月に補正を組んで対応されたと聞いております。また十万円を上限に、木造住宅で耐震補強の設計に助成金を出す仕組みもあるとのこと。本町でも、減災対策の充実を図り、助成金の増額の見直しを考えていただきたいと思っております。

次に、町内会の防災器具購入補助金の制度でございます。現在は、購入金額二十万円までに対し、二分の一の金額が助成されることになっております。補助金の限度額は十万円でありません。

この制度では、各町内会で防災器具の整備を行おうとしても大変難しいと思えます。町内会費からひねり出すにしても、大変な負担増であります。緊急を要するとき、また二次災害を考えますと、各町内会に防災器具等が整備されていることにより、いざというときには大変大きな力になり得ると思えます。

そこで、次の三点についてをお伺いいたします。

一 番目、地震が起きたときの避難経路と確保、その周知活動はどうなっているのでしょうか。

二 点目、養老町における民間の建物の耐震化の進捗状況はいかがでしょう。

三 番目、防災減災対策の講座等の出前は、また内容と充実はいかがでしょう。

以上、この三点の御答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 防災減災対策についての御質問にお答えをいたします。

避難経路の確保というようなことかというふうに思いますけれども、本町では、十地区にそれぞれ小・中学校を中心に四十九カ所の避難所を指定しております。

地震による被害が発生した場合、被害場所から一番近い避難場所に避難移動していただくこととなりますが、重要なのは、被災者がそれぞれ個別に移動するのではなく、各自自主防災組織が指定避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるよう、一時的に集合して待機していただくことだと思っております。

そのためにも、各区内において一時避難場所をあらかじめ確保して住民各位に周知していただく必要があります。避難経路については、道路付近に危険物がなく、なるべく広い道幅の道路を選定し、各区内で日ごろから周知徹底していただくようお願いしていきたいと存じます。

また、来年度以降、町内の老朽化した橋梁の安全確保のため、幹線道路網及び十五メートル以上の長大橋梁について、長寿命化計画に基づき、橋梁の維持補修を順次実施してまいります。

なお、県においては、広域災害に備えて県道を地域または地区内の緊急輸送道路として指定しており、震災後に人命救助や救護物資等輸送に必要な道路ネットワークを確保するために、道路の広幅員化対策、橋梁耐震対策及び落石危険箇所対策等を重点的に実施しております。

それから耐震の進捗状況でございますけれども、現在、養老町建築物耐震化促進事業といたしまして昭和五十六年以前に建築さ

れた木造住宅の耐震診断事業を進めて、養老町木造住宅耐震診断事業実施要領として、木造住宅以外の全ての建築物の耐震診断及び木造住宅の耐震補強工事を対象とした養老町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要領の二つの事業を行っております。

まず、耐震事業の診断事業でございますけれども、平成十四年度から行いまして、二十三年度は三十五件、二十四年度は十六件ということで、総計で延べ百二十三件でございます。

それから、補強工事につきましては、平成十七年度から行っておりますけれども、二十三年度は二件、二十四年度も二件ということで、十七年度からの計は八件でございます。

耐震診断につきましては、木造以外、鉄筋等でございますけれども、耐震診断につきましては平成二十一年度から行いまして、二十一年度が一件、二十三年度が二件、二十四年度が一件で、延べ四件でございます。

また、養老町では実績はございませんけれども、分譲マンションに係る住宅耐震補強工事及び災害時に重要な機能を果たす建築物に係る特定建築物耐震補強工事という二つの事業もございます。

平成二十五年度当初予算につきまして、木造住宅耐震診断として二十件、それから木造住宅耐震補強工事として二件、木造以外の建築物の耐震診断が一件を予定しておりますので、十分に活用をさせていただきたいというふうに思います。

それから、出前講座の充実ということでございます。

防災に関する出前講座につきましては、各地区の要請に応じまして平成二十三年度は七回、平成二十四年度は四回実施しております。これは生涯学習課のほうで行っております。

自治会、自主防災組織、事業所など、おおむね十名以上の方が

お集まりいただければ、無料で防災担当者が伺って説明をさせていただいております。

なお、出前講座ではございませんけれども、町では二月に防災まちづくり講演会を開催しております。災害を未然に防ぐための心構えや準備、減災の重要性など、防災に関するテーマで講演を行っております。当日は、誰でも気軽に来場していただけるよう広報「よろろう」等において積極的にPRしていきたいと存じます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） たいま町長より答弁をいただきましたが、先ほど私がお話しさせていただきましたように、養老・桑名・四日市断層帯地震で最大震度七が起きますと、全壊家屋が養老町の建物の半分潰れると、こういう理解をしていただいて、たがいま助成金、補助金を出すという制度があるということで町長のほうから御答弁をいただいておりますけれども、その金額が大垣市のように、二百十万円出してくださいとは言いませんけれども、この八十四万円という金額じゃなくてももう少し積みをして、そして一般の町民の皆さんに耐震補強工事をやってくださいよと、そういうアピールを行政側からするというようなことをしていただくことが大切であるということをお願ひしておるのでございます。

今の出前講座をやしてほしいというのも、要するに意識を高めていただくための施策として取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど私、町内会の防災器具の購入に対する補助金、これも以前この本議会で同じことをお願いしてまいりましたけれども、い

まだ改革もされておりません。ですから、今回はストレートに物を言わせていただきます。

といいますのは、町内会の防災器具の購入資金、この補助金を購入金額三十万円までに対して三分の二の補助金、上限二十万円を助成する。こういうふうには養老町の取り組みを変えていただく。そうすることによって、三十万円物を買わないと二十万円補助がもらえないじゃなくて、そのうちの例えば十五万円であっても十万円は補助金が出ると、こういう解釈をさせていただいて、上限三十万円までの買い物に対して二十万円の上限で補助をしますよと、こういうような制度に変えていただくということをよろしくお願ひしたいと、こういうふうに思います。

それから、今、養老町の建物の半分が潰れますよというお話をしましたけれども、これも民間の建物の耐震化が進んでいなければ、本当に起きたときにはこの数字になると。五千三百戸が潰れますよということでございますので、一軒でも多く救われるように、耐震補強工事。

このシステムは、耐震診断をやらないと工事の補助金も出ないということですけども、その辺のところももう少し精査をする必要があるのじゃないのかなあと私は思いますが、ただ、やみくもに耐震診断を、例えば町は絡んでなくて民間でやって見積もりがこれこれですよと出てきても、ああ、そうですか、じゃあその上限で八十四万円補助しますよと、そんな簡単には出てこないと思いますので、その辺のところのルールをもう少し広く、町民の皆様方に受け入れていただけるような施策に変えていただくということが必要じゃないのかなあと、私は思います。

その辺の今言いました二点について、町長の決断を望みたいところでございますので、その答弁をいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 最後の質問にお答えしたいと思いますけれども、養老・桑名・四日市断層の新聞報道等は非常に衝撃的でございます。震度七という想像できないほどの被害等があるというところでございます。

国の耐震補強に関する限度額が百二十万ということで、その七〇%の八十四万円を町のほうで補助をさせていただいているわけでございます。他市町等も、そういった衝撃的な報道に関して敏感にならざるを得ないというところでございます。何とか御提言をいただいている方向で検討をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 御質問にお答えいたします。ただいまの養老町の耐震施策については、養老町のニーズといえますか、一応この要綱で行っていくというのが基本でございます。ただ、三田議員さんからお話ございましたように、確かに診断は受けても、診断は一〇〇%補助ですので、逆にいえば、たでも受けていたいただきたいと思えます。それで受けた後に、やはり診断の補強工事になってくるんですけれど、おっしゃるようには、確かに工事費が大きいのがやっぱり進まないような原因だと思えます。

それで、大垣市の例を挙げられましたけれども、確かに養老町は八十四万円の上限になっております。このことについて、まだ確定ではございませんが、これは国の補助とか、県の補助も絡んでおりますので、町で単独補助ということとかいろいろありますけれども、一応、新年度のほうから見直しがあるようなことを今聞いておりますが確定しておりません。ですから、工事費の補助

等については、やはり上げる方向で考えていくべきではないかと思いますが、そういうふうに関後検討していきたいと思いたすので、よろしくお願いたします。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 先ほど鈴が鳴りましたので、もう時間がありませんで、最後のことだけひとつよろしくお願いたすと思いたす。

といたすのは、震災が起きますと自助、共助、公助のこの三つの助けという言葉がよく躍りますけれども、この自助、共助、特に自助、共助。公助に関しては、適切に対応されるようなマニュアルをつくってお見えになりますので、それに期待したいところでございますが、自助、共助に関しては、そのときのその災害が起きた地域の実情とか人の集まり具合とか、いろんな条件によって変わりますので、それを養老町全域が同じようなもの見方、考え方、同じ行動がとれるようにといたすことで、私が今考えますに、今すぐ何がやれるのか、緊急時のときには何をしなければいけないか、この言葉をキャッチフレーズに各家庭にそういうプログラムをおつくりいたすので、啓蒙活動をしていたす。

そういうことを最後にお願いたすので、私の質問を終わらせていたすきます。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） お願いたすのでよろしいです。

○四番（三田正敏君） はい。

○議長（松永民夫君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君）

議長より発言の許可をいたすましたので、二点について質問をさせていただきます。

先日発表のあった町職員による清華苑での公金着服問題についてであります。

先ほど三田議員も同様の質問をされたので、通告した内容から重複している部分については省いて質問をさせていただきます。

問題の発覚から発表までに一カ月以上を費やしたわけですが、発表まで三カ月、先ほどの町長の答弁ですと、こういった問題としては、随分迅速な対応であったということですが、問題の発覚からこの一カ月、発表されるまでの間、議会に対しても一切の報告がありませんでした。執行部だけで問題の処理をしようとするこういった動きというのは、議会軽視ではないかと感じます。このことについての町長の答弁をお願いします。

また、今回の着服問題の発覚は一月の半ばであり、発表は先月二月二十一日でした。一月二十二日より当該職員を出勤停止させていたとのことですが、この職員に対する解雇日はいつでしょうか。また、この間における当該職員への給与の支払いはあったのかについてお答えください。

さらに、総額について、大変調査は困難になると思うんですが、先ほどの発覚の過程の話ですと、役場のほうに提出されていた領収書と利用者の領収書の差額を見ることで、その一件当たりの着服額を発見していくということですが、非常に手が届かないかと思うんですが、どのような手法で総額の判断をするのか。また、内部調査で既に総額が把握できているのか、本来であれば総額をお伺いしたいんですが、捜査上無理だということですので、これだけのことについてお答えください。

い。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 事件発覚から発表までの議会への報告はな
いということでございますけれども、調査過程において、やはり
きちんとした形での報告ということでございますので、これは通
常、報告をする必要がないというふうに判断をしております。

内部調査、かなりの件数にも及ぶということは申し上げてもい
いと思いますけれども、本当に慎重に、二重三重ということでもご
ざいますし、また先ほどおっしゃられましたように、領収書との
照合をするというようなことも捜査権のない私どもにはできませ
んの、時間のかかったということは御理解をいただきたいと思
いますし、ある程度の額が確定した時期においてはすぐに公表す
べきだということで、議会全員協議会というものを待ちまして、
公表をさせていただいたということでございます。

それから、給料支払いについてでございますけれども、解雇し
たのが、私のところに報告があった即日でございますので、一
月二十二日だというふうに承知をしているところでございます。

一月分の給料につきましては支払い済みでございます。それか
ら、二月分については保留ということで、これは少し、説明をさ
せていただく必要がございますが、ちよつと説明をさせていただ
きます。

一月二十二日以降、本人に対して職場への出入りをとめました。
その後、事実確認等を行い、最終的には二月二十一日付で解雇い
たしております。

嘱託職員につきましては、地方公務員法第三条第三項第三号に
規定する特別職員に該当いたします。地方公務員法は、一般職に
属する全ての地方公務員に適用いたしますけれども、特別職員に

属する地方公務員には適用はいたしません。したがって、今
回の不祥事にあつても、懲戒免職はできず、養老町嘱託職員の勤
務条件等に関する要綱に基づきまして、解雇ということになりま
す。解雇するためには、労働基準法第二十条の定めるところのよ
うということになっております。この労働基準法第二十条におい
ては、使用者は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する
場合を除き、少なくとも三十日前にその予告をするか、三十日分
以上の平均賃金を支払わなければならないというふうに規定して
おります。

また、同法第二十六条において休業手当が規定がございまして、
使用者の責めに帰すべき事由により休業の場合においては、使用
者は休業期間中、当該労働者にその平均賃金の百分の六十以上の
手当を支払わなければならないというふうに規定しております。
今回の場合は、二十六条に準じまして一月二十二日から二月二十
一日まで約一カ月ほどの休業手当が生じます。ただし、今回横領
のような刑法犯に該当する行為の場合は、労働者の責めに帰すべ
きという理由でございしますので、これは労働基準監督署に認定さ
れれば解雇予告義務が免除ということ、事前の通告が必要ない
ということでございますけれども、現在、大垣の労働基準監督署
に解雇予告除外認定申請書を提出しておりますけれども、まだそ
の結果が出ておりません。したがって、給与についての一月
分の支払いと二月分保留のものについては、支払い義務が生じて
いるのが現状でございます。法に準じて行う場合は支払わなけれ
ばならないというふうに考えておりますけれども、今労働基準監
督署の指導を仰いでいるところでございます。

それから、総額についての精査でございますけれども、内部調
査は先ほどおっしゃいましたように、領収書等との照合をしてお

りません。ただし、あくまで推測ということ、件数総額等は把握はしておりませんが、一番最初に述べさせていただきましたように、不確定要素の部分については、公表を差し控えさせていただいておりますので、どうか御了承をいただきたいと思います。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 給与の支払いについては、法に基づいてということですので、心情的な部分は抜いて、いたし方ないかなあとも思います。

議会の報告についてなんですけれども、やはり一月二十二日で確定していたならば、そこから速やかに議会に報告してこそだと思っただけでも、先ほどの話ですと、報告義務はないというように答弁だったかと思うんですけれども、非常に我々議会としては不愉快な思いをして今、感じるわけですけれども、もう一度この点について重ねて伺いますけれども、なぜ、この時点での報告義務がないという判断に至ったのか、その部分についてお答えください。

○議長（松永民夫君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 御無礼いたします。

二月二十一日から今日まででございますけれども、議員さんを招集しまして全員協議会というような形で御報告を申し上げた関係、それから招集してお話しておる時間がないというような場合、電話等でさせていただいた例、これが二月二十二日から三月七日までで三回あったように記憶をいたしております。

まず第一回目は、こういう公金横領事件が発覚をして、本日、記者発表をするという内容で、全員協議会ということで皆さんに

お集まりをいただきまして御報告をさせていただいております。それで、前日に議長さんを町長室にお呼びをいたしまして、こういうことがありましたので、全員を招集していただけませんでしょうかという形をお願いをしたところでございます。

それから、二月二十五日でございますけれども、被疑者の御家族の方が弁護士を伴って御来庁されました。そのときに、一定の金額のものを私どもに受け取ってほしいということで差し出されましたので、その関係を担当部長のほうから議員の皆さん方に、こういうふうに入金ございましたというお話を電話連絡をさせていただきます。

それから、三月七日であったと思っておりますけれども、産業建設委員会がございまして、終了した後に、産業建設委員の皆さん方には、こういうふうで告訴状を本日提出いたしますという報告をさせていただきます、総務民生委員の皆さんには、その後には部長のほうから、本日出させていただけますということで電話連絡をさせていただきます。

それで、その都度その都度、議員の皆様方に報告、あるいは連絡がないではないかということでございますけれども、私どもとしても警察等といろいろ相談をしながらお話を進めてまいりましたので、決して隠しておることではございません。お話をすべき点については、きちんとお話をするという考え方で当初からいっておりますので、なかなかお話ししたくてもできなかったんだということで御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今、副町長がおっしゃったのは、記者発表

のあった二月二十一日以降の話ですけれども、先ほど私がお尋ねしたのは、発覚時点において我々議会に説明がなかった。その説明しなくていいという判断をしたその部分についてをお尋ねしたわけですけれども、この質問、もう三回目ですので、このことにはお答えいただくということで、今回のように不正行為が行われる前提での制度づくりというのはできないのはわかっています。監査体制の強化や、現金の取扱方法の見直しで、より不正が行いにくい状況をつくるのは可能なはずです。斎場だけにかかわらず、全部署において早急な体制の見直しと、チェック体制の強化がなされるよう要求して、それと先ほどのお答えいただいていた部分をお聞きするというので、この質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 事件発覚ということでございます。これは隠すというよりも、全容をきちんと把握する必要があるということとで指示をしたところでございまして、その金額は、私としては明らかに横領であるというふうには判断しておりますけれども、さまざまな書類等の突き合わせも行った上において判断していかなきゃならないということでございますが、一応、そういった疑いがある職員を職務させるわけにはいきませんので、即断、出勤の停止を命じました。

ただし、報告までの間につきましては、精査する必要もございませんので、相応の時間を要したというふうには御理解をいただきたいと思えます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 次に、粒子状物質（通称PM_{2.5}）への

対応について質問をさせていただきます。

粒子状物質、これは微小粒子状ですとか、いろいろ呼び方をされるわけですけれども、通称PM_{2.5}と呼ばれるものですが、各種メディアで報道されているように、日本国内においてこのPM_{2.5}の濃度上昇が問題になっています。

この物質は中国大陸より大量に飛来しつつあるとされ、粒子が小さく、肺の奥深くへ侵入し、健康に深刻な被害を及ぼすおそれがあるとされています。

環境省では、今回の問題を受けて設定された暫定数値を超える値が検出された場合には、都道府県等による注意喚起を推奨しています。九州地方では、この値を超える濃度が観測され、ニュースになったのを覚えている方も多いでしょう。現在、岐阜県でもこのPM_{2.5}の濃度を観測し、発表しています。これから春にかけて多く飛来する黄砂とも結合しやすく、被害の深刻さも懸念されているわけですが、岐阜県においてこの基準値を超えた場合の町の対応をどのようにするのか、次の三点についてお答えください。

体育の授業や登下校における小・中学校や幼稚園・保育園での対応。今後、開催される各種イベントへの対応。住民への警告。以上三つについてお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたします。

まず、体育の授業や登下校等の問題につきましては、教育長のほうより答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

まずPM_{2.5}についてでございますけれども、大気汚染物質の一つである粒子状物質のうち、二・五マイクロメートル以下のものを微小粒子状物質、PM_{2.5}と言われておりますけれども、

非常に小さいために肺の奥深くまで入り込んで、呼吸器系に加え、循環器系への影響が懸念されておるところでございます。高感受性者、いわゆる呼吸器官に疾病のある方でございますけれども、健康への影響について確認をさせていただきます。

環境省では、平成二十一年九月に環境基準を一年間平均が一立方メートル当たり十五マイクログラム以下であり、かつ一日平均が一立方メートル当たり三十五マイクログラム以下であることと設定をしております。また、環境省が設置しました専門家会合におきましては、暫定的な数値ではございますけれども、一時間平均一立方メートル当たり八十五グラムを一日のうち早目の時間帯で超えた場合は、県等が注意喚起を行うというふうな推奨しておりますけれども、まだ当町によりは文書通達等はございません。

行政イベント等の対応についてでございますけれども、環境省がPM二・五についてのQアンドAを公開しております。この項目の中に、暫定的な指針となる値を超えた場合は、体育祭等の屋外での行事は中止する必要がありますかとの問いに對しましては、PM二・五の濃度が注意喚起のための暫定的な指針となる値を大きく超えない限り、体育祭等の屋外での行事は中止する必要はないと考えられますと答えております。

ただし、いわゆる疾患を有する者、ぜんそく等の高齢者等もございませけれども、配慮が必要であるというふうに答えております。

また、中国の大気汚染による日本への影響については、北東アジアにおける広域的なPM二・五による大気汚染の一部が日本にも及んでいると認められておりますけれども、通常でも我が国の大気中で観測をされており、濃度上昇は都市汚染による影響も同時にあったと考えられています。

越境汚染による影響の程度は地域や期間によって異なりますけれども、その程度を定量的に明らかにするには詳細な解析が必要だというふうに答えております。他の項目につきましても、PM二・五の過剰な反応や不安を抑え、冷静な反応を求める内容となっております。当町といたしましては、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や肺がんのリスク上昇、循環器系への影響も懸念されておりますので、国・県の情勢を見据えてイベント時の対応については、慎重な判断をしていきたいと考えております。

環境省は、環境基準値の二倍を超えると予測される場合、これは早朝の濃度が八十五マイクログラム以上ということでございますけれども、都道府県が住民へ外出の自粛など注意喚起を柱とする指針を決めました。岐阜県では三月十一日に、岐阜市にある三カ所の観測所のうち早朝にPM二・五の濃度が一カ所でも八十五マイクログラムを上回ったときや、三カ所とも七十マイクログラム上回ったときに、県内全域に注意喚起をするという指針を決めました。

注意喚起の方法といたしましては、以前からある光化学スモッグに対する注意喚起の連絡網を準用していきたいというような意向でございますけれども、養老町はこの光化学スモッグの対象地域になっておりませんので、注意喚起の連絡網がございません。黄砂とともにPM二・五の飛来する時期が迫っているために、県から町へ、町から住民への注意喚起の方法を早急に策定する必要があります。よろしく御理解をいただきたいと思います。

では、学校等につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、この件につきまして学校への指導の対応について御回答を申し上げたいと思います。

この問題につきましては、教育委員会としても非常に大きな関心を持っておりまして、既に今月七日ごろから黄砂及びPM二・五がふえるという予報が出されたことを受けまして、たまたま開催することになっておりました前日の六日の校長会・園長会で、既にマスク、できれば高性能な防じんマスクの着用、あるいは空気清浄機による教室の換気。今、インフルエンザで実は換気を小まめにするという指導をしておったんですけれども、この問題が出ましたので、そこら辺勘案しながら、空気清浄機をなるべくフルに活用して換気を減らすようにという指導を、保護者への通知も含めて対応するよう口頭で指導を行いました。これに従って、各学校ほとんどが、安心メールを通じて保護者への協力依頼をしました。

今、町長が申しましたように、県もこの十三日に、注意喚起の発表をするということを発表いたしましたので、その発表を受けて、すぐ各学校・園に対しては、このような基準値を超えるような場合には、六日の指導に加えまして、屋外での長時間の激しい運動や外出は控えること、入室前の手洗いやうがいなどの励行などするようにということを口頭で指導をいたしました。

また、翌日十四日、きのうですが、今の件について再度、県のほうからも来るけれども、とりあえず学校で適切な対応をするようにという指導をしております。

なお、県のほうはちょうどきよう、十五日に関係部局による会議を開いて詳細な対応を決定されるように伺っておりますので、それが来次第、それも踏まえて、養老町教育委員会としてはこの問題に対する対応マニュアルをつくって、今後も指導していき

いというふうに考えております。

いずれにしましても、子供の場合は高感受性者とされまして、このPM二・五の影響は大人よりも受けやすいというふうに言われておりますので、慎重に対応したいと考えております。また、ぜんそくなどさまざまな呼吸器系、循環器系の疾患などの既往症がある子供については、保護者との連携を密にしながら適切な対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今、答弁のあったように、PM二・五については、ぜんそくのある人にとつては被害が増大する懸念が指摘されています。また、子供では大人の場合の被害より大きくなる場合があり、特に幼稚園、保育園や小・中学校における対応には慎重を期する必要があります。いざ、基準値を超えたときに、速やかに対応できるように、行政、学校等においては確実に準備をしておいてください。

また、このPM二・五の測定器についてですけれども、ちょっと調べただけなんですけれども、価格については三百万から五百万円前後というふう聞いております。これは今議会上程されている予算であるオンデマンドバスの二台追加購入分と同じぐらいの金額となっております。

県や国の発表、今の話ですと、光化学スモッグにのつとった報告システムがないということですから、こういうタイムラグにより対応がとれる危険性があります。いっそ町で購入し、独自にリアルタイムに検出することで、住民の健康・安全を守っていく考えはありませんか、お答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

先ほど、教育長の答弁の中でも申しました、本日、担当者会議が開かれて、その詳細についてはすぐにでも知らされると思いますが、それでも、現在においても環境省の大气汚染物質広域監視システムである「そらまめ君」というのがございます。これが即日可能ということでございますので、これに基づいて県もやっている部分もあろうかというふうに思います。

このPM二・五、広域的汚染ということでございますので、町単独というようなことは現在では考えておりません。ですから、三百万から五百万ほどの機器ではございますが、県の指示に従って当町でも注意喚起を促していきたいというふうに思います。

いずれにしても、今話題が集中しておりますけれども、光化学スモッグ等も含むこういった微小物質の件につきましては、昨年にも実は何度か超えてあります。それは、本年度からは超えたときには速やかに住民にお知らせすると。防災行政無線、または安心・安全メール等活用をさせていただいて、速やかに喚起を促していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今現在進行中の問題ですので、行政においては最優先事項として注意深く経過を見守り、必要なときには速報できる体制を整えておいてください。

このことを念押しして、今回の私の全ての質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時十五分といたします。

（午前 十時五十八分 休憩）

（午前十一時 十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い二項目について質問させていただきます。

初めに、養老サービスエリアへのスマートインターチェンジと関連整備について、お伺いいたします。この件については、以前からその進捗状況について住民の皆様方の関心が非常に高く、私としてもその進捗状況等について期待を持って重視しております。

皆様方御承知のとおり、近年の中部圏における高速道路整備は目覚ましいものがあります。第二東名、第二名神の整備、名古屋高速の環状化、そして当地における東海環状自動車道の一部供用開始と、その完成時の姿が具体的に目に見える状況となつてまいりました。東海環状自動車道については、（仮称）養老インターチェンジも設置が予定され、養老町の今後の道路利用も大きく変わると予測されます。

いつも申し上げているとおり、道路はつながってこそ、その効果を最大限に発揮するものであります。その意味では、新設道路のみならず、既存の道路も利便性を高め、一体として道路網を形成することが必要と考えております。さらに具体的に申し上げますならば、高速自動車道、国道、県道、そして生活道路として重要な町道について新設、既存を含め、道路網としての整備をして、機能が十分に発揮できるようにする必要があると思っております。

名神高速道路、養老サービスエリアへのスマートインターチェンジも、その位置づけで事業促進を図るべきものと考えております。養老町の北の玄関口になるインターチェンジの設置は、養老町のみならず、周辺市町の企業の誘致や雇用の創出を図り、地域振興に資するものと思えます。

そこで二点について、町長及び担当課長の見解をお伺いいたします。

一点目、養老サービスエリアへのスマートインターチェンジについて、国土交通省、中日本高速道路株式会社殿、協議の進捗状況はどうか。また、その具体的内容をお伺いします。

二点目、昨今の道路整備の大幅な進捗は、町の道路整備にも大きな影響を及ぼすものと思われませんが、環境変化に対応する道路整備のあり方について、その方針を示してください。平成二十五年度は、詳細設計と業務委託等スマートインターチェンジ建設事業費三千二百二十九千円予算化されています。具体的に国道、県道を含めた町としての道路整備計画はどうなっているのか。また、その整備時期、整備費用、財源の見通しについて具体的に示していただきたい。

三点目、東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジは、二〇一七年までに建設が予定されています。養老改元一三〇〇年イベントに完成を目標年次として要望活動されていると承知しております。既存の名神高速道路に設置のスマートインターチェンジの設置時期についてどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の御質問にお答えをいたします。

養老サービスエリアにおける養老スマートインターチェンジ設置の国土交通省への連結許可申請の時期とその見通しというような意味合いかというふうに思いますが、スマートインターチェンジ設置に向けた手続につきましては、去る二月二十一日に養老サービスエリアスマートインターチェンジ地区協議会を開催いたしました。（仮称）養老サービスエリアスマートインターチェンジ実施計画書案について御承認をいただきました。これを受けて、三月中には町から国土交通大臣に連結許可申請を提出いたしました。約一カ月ほどの審査期間を経て、国からの事業認可がおりてまいります。それから事業着手という流れになります。よって、連結許可の認可時期につきましては、二十五年度の四月末ごろかというふうに思っております。

それから二点目の御質問でございますが、これはサービスエリアに関連する町道整備計画というふうに捉えてよろしいでしょうか。その整備費用の概算額と財源見通しということでございますけれども、アクセス道路としての整備につきましては、上り線側のスマートインターチェンジから北へ県道牧田室原線までの延長約五百メートル、それから下り線につきましてはスマートインターチェンジから西へ町道安久橋爪一号線、これは堤防道路ということでございますが、この延長約六百メートルについて整備をいたします。整備費用は、概算ではございますけれども、二億二千万円ほど見込んでおります。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金事業で補助率五五％、それから残りは社会資本整備総合交付金事業債ということで、これは充当率九〇％でございますけれども、九〇％を見込んでおりますけれども、平成二十五年度スマートインターチェンジ建設事業の当初予算ということで、詳細設計として三千二百万円、これは委託料でございます

が、その他として使用料二万円、それから需要費九千円というこ
とで財源の見通しをされております。

また、改元一三〇〇年祭とインターチェンジのように関連つ
けるかということでございますけれども、養老町では二〇一七年
に養老改元一三〇〇年祭を計画しております。これに向けた養老
改元一三〇〇年プロジェクトといたしまして、新生養老まちづく
り構想を策定して地域活性化に向けた事業を進めております。東
海環状自動車道養老インターチェンジ、仮称ではありますけれど
もこれを南の玄関口、養老サービスエリアスマートインターチェ
ンジを北の玄関口として整備するとともに、重点を置いて事業の
推進を図っております。一三〇〇年祭には多くの観光客の来町を
見込んでる中で、象鼻山古墳群とか南宮大社など広域的観光ルー
トの確保のためにも、養老町の北の玄関口として養老サービスエ
リアスマートインターチェンジは不可欠な事業でもございます。

供用開始の時期といたしましては、許可がおりてからスマート
インターチェンジ地区協議会の中でもうたっておりますけれども、
平成二十八年三月を目標にするところでございますけれども、
も、委員の方々からも少しでも早く供用開始をすべきという御意
見がございましたので、一日でも早い完成を目指していきたいと
いうふうに考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 養老サービスエリアスマートインターチ
ェンジ地区協議会が開催されたとの答弁がございました。新聞の
記載によりますと、その協議会のメンバーは国土交通省、中日本
高速道路、県、近隣市町の関係の十八名となっておりますが、
その構成メンバーをお願いしたいと思います。そして、設置の目

的、協議内容、及び実施計画案の内容を具体的に説明願います。

二点目、供用開始時期は平成二十八年三月との説明がありまし
たが、地元の準備会の御意見はお聞きになっておられますか。ま
た、町長への要望の提出がありましたでしょうか。ありましたら、
どの委員会から要望があり、具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二月二十一日の地区協議会のメンバーでご
ざいますけれども、国土交通省中部地方整備局、それから中日本
高速道路株式会社、岐阜県、岐阜県警察本部、それから養老警察
署、養老消防本部、それから養老町商工会会長、それから観光協
会も会長でございます。それから大垣市、垂井町ということでご
ざいます。協議内容は、主に地区協議会規約の承認と実施計画書
案の承認でございます。御出席の方々からは御賛同いただき、特
に大垣、垂井町からは、養老サービスエリアスマートインターチ
ェンジに大きな期待と早期の供用開始について要望がございまし
た。

実施計画書の内容でございますけれども、これは国の事業認可
が決定した後に、町のホームページ等で公表したいと思ってお
ります。計画段階におきましては、個人情報等の問題もございま
すので、認可がおりたらホームページで公表させていただきたいと
いうことを思っております。実施計画書の大まかな内容でござい
ますけれども、連結を必要とする理由、期待される整備効果、計
画交通量、供用予定時期、費用の概算額、それから管理運用形態、
それから管理運用費用、費用便益費、採算性、計画図面等でござ
います。

それから、地元からの御意見ということでございますけれども、
町長への要望書の提出がということでございます。地元役員の

方々への説明といたしましては、平成二十四年の二月、八月、十月と三回行った後、十一月に橋爪別所地区の地元説明会を行いました。この説明会の後に、地元地区で養老サービスマートインターチェンジ設置対策協議会が組織されまして、先日私のほうへの要望書の提出がございました。要望内容につきましては、企業誘致と地域活性化に関する事、またアクセス道路、取りつけ道路に関する事、それから環境・防犯に関する事などでございますけれども、地権者や地元の御理解と御協力なくしてはできない事業でございます。今後も協議を重ねて進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 確認でございますが、地元のスマートインターチェンジ準備委員会が養老サービスマートインターチェンジ設置対策協議会と名称が変更になったと理解すればよろしいのでしょうか。

また、二月二十四日、養老サービスマートインターチェンジ実施計画案が地区協議会で承認されたとの記事が中日新聞で報道されてから、近隣住民の皆様より多くのお問い合わせがございます。詳細に答弁をいただき、現在の進捗状況につきまして理解を深めたところではございますが、現状ではまだまだ不透明な状況であります。いづれにいたしましても重要な課題であります。川北地区の住民の方々にはもちろんですが、養老町民にスマートインターチェンジの詳細設計図はいつごろお示しいただけるのか、再度お尋ねをいたします。

最後になりましたが、地区協議会の意見も尊重していただきながら、地元の橋爪地区、別所地区の皆様方の準備委員会、そして

新たに組織された養老サービスマートインターチェンジ設置対策協議会の住民の皆様方の御意見も尊重していただきたいと思っております。目標年次に向かって、早急に事業着手になるよう要望をして、一項目めの質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 詳細図面等につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、国土交通省の連結許可申請がおりてから公開ということになります。

それから設置協議会、名前の件についてはちょっと担当課長のほうから御返答させていただきましたけれども、いづれにしても、地元の皆さんとの御協議は、その都度その都度慎重に御理解をいただきながら進めていく必要があると考えておりますので、これからは御理解をいただくために幾度とない会議を開きたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） それでは早崎議員の御質問にお答えいたします。

まず地域の協議会の設置の名称だと思っておりますが、地元地区でつくられたのは養老サービスマートインターチェンジ設置対策協議会、これが地元地区で結成された組織の名前でございます。

○六番（早崎百合子君） 今までのスマートインターチェンジ準備委員会とは一緒でいいんですか。それが変わって、なくなってしまうのか。しっかりと答えてもらって、そのところはどうか。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 地元の対策委員会が設置されたのはこのときで、町のほうとして事業を起すのに通常行っ

ている地元設備については、地区の役員の方で集まっていたという事で、特に名前はそのときはございませんでした。それが先ほど町長さんが御説明された三回の地元役員の説明会という事でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 引き続きまして、岐阜県による南海トラフ巨大地震等の被害想定と町の対策について、お伺いいたします。

先ほど地震に対する防災について質問がございましたので、重複する部分があるかとも思いますが、御理解をいただきながら質問させていただきます。

本年二月に、岐阜県において、県内に影響を及ぼす最大級の地震についての調査結果が公表されました。平成二十三年十一月から平成二十五年二月にかけて岐阜大学への委託調査として実施されたもので、新聞紙上でもその概要が公表されております。今回の調査は、県・市町村の各種防災対策の基礎資料とするともに、県民の防災の取り組み、防災意識の向上のための基礎資料とすることを目的に、階層型地震、活断層による内陸型地震について、県が過去に実施した被害想定を見直し、最悪の地震被害を想定し、検証したとされております。想定地震は、階層型地震として一類型、南海トラフ巨大地震、内陸型地震として四類型、養老・桑名・四日市断層帯、阿寺断層、跡津川断層、高山・大原断層帯であり、それぞれについて震度、液化化、危険度、建物被害及び人的被害の想定がなされているところであります。総じて従前の被害想定よりも苛酷なものとなっていると聞き及んでいます。二年前の東日本大震災以降、安全・安心への世間の関心は非常に高ま

りを見せており、調査報告も、その取り扱いを誤れば特に不安を増幅することになりかねません。正確な情報の周知が不可欠と思われる。

そこで、今回調査に対して、次の点について町長及び担当課長の見解をお尋ねいたします。

一点目、岐阜県から岐阜大学に委託された調査内容について、養老町とのかかわりのある部分について、具体的な情報内容を御説明いただきたいと思えます。地震等の巨大災害において、行政の援助が行き届くまでに数日を要すると思われま。初期対応に必要な情報を速やかに全町民に周知すべきと思いますが、どのように考えておられますか。

二点目、膨大な被害想定がなされておりますが、特に想定震度七とされる養老・桑名・四日市断層系巨大地震への養老町の対応方針をお聞かせください。町地域防災計画の変更、防災訓練の実施方法等について、いつまでにどのように考えておられるのか、具体的にお伺いをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の二番目の質問、地震の件でございます。

養老町とかかわりのある部分についての被害想定でございますけれども、今回調査されました五つの地震のうち、本町にとって一番甚大な被害が予想されますのが養老・桑名・四日市断層帯地震でございます。この断層は、養老町から四日市に及ぶ約五十七キロの断層で、濃尾平野の軟弱な地盤直下で揺れるため揺れが増幅され、範囲が広くなります。断層に近い西濃地域では震度七が予測され、岐阜圏域や中濃圏域の一部に震度六強以上の揺れが予想されております。西濃、岐阜圏域では衝撃的な揺れにより液状

化が発生する可能性が高く、大きな被害が予想されます。

この地震による当町の被害想定は、最大震度七、全壊棟数五千三百戸、死者数二百七十人と、これが朝五時の想定でございますけれども、また南海トラフ巨大地震においての当町の被害想定は、最大震度六弱、全壊棟数九百九十戸、死者数が十人と、これも同じく朝五時を想定しておりますけれども、予想されております。

その他、阿寺断層系地震、これは下呂から中津川に及ぶ断層でございます。それから跡津川断層地震、飛騨市から富山県大山町に及びます。それから高山・大原断層帯地震——これは高山市から郡上市に及ぶ地震でございますけれども——においても最大震度五強から五弱の揺れになり、全壊棟数が最大で百八十戸というふうに予想されております。

なお、南海トラフ巨大地震が今後三十年間に発生する確率は、六〇%から八八%というふうに予想されておりますけれども、養老、桑名、四日市断層帯地震では、今後三十年間の発生確率というのはほぼゼロから〇・七%というふうに予想されております。

情報の周知につきましては、防災用広報、それから防災ラジオ等を利用するほか、養老町安心・安全メール等を利用して周知できればと考えておりますけれども、平時から地域の中で減災に対応できるように、防災訓練等の促進に努めてまいりたいと思っております。

それから、防災計画の対応、計画の変更等の予定はあるかというところでございますけれども、昨年六月の第一回養老町防災会議の中で修正をしている防災計画の骨子について協議をいただきました。この防災計画につきましては、広域的な対応が必要であり、県防災計画の修正を踏まえた上で、町の防災計画の変更修正を行うっていく必要がございます。町の防災計画をもう少し早い時期に

お示ししたかったのでございますけれども、内閣府が南海トラフ巨大地震の被害想定調査を公表いたしましたのが昨年の八月でございますし、先ほどの質問でもございましたけれども、県独自の地震被害想定が発表されたのが本年二月八日と、県地域防災計画の修正概要案が提示されましたのがその後の本年二月中旬でございました。したがって、このような結果を踏まえた上での当町の地域防災計画の修正になりますので、大変おくれましたけれども、今月下旬に予定しております養老町防災会議において御提示させていただきたいと考えております。

なお、防災訓練内容等の変更についてでございますけれども、新年度におきましては防災士資格取得のための支援を予定しております。また、防災士に求められるのは、大災害が発生したとき、家庭はもとより、地域や職場において生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう、被災現場での実際の役に立つ活動を行うことが大きな役割となります。総合防災訓練とは別に、今後は行政主導ではなくて、防災士等を中心とした地域の中での実践的な防災訓練が実施できるよう促進していきたいと考えております。

なお、総合防災訓練についても、今以上に防災または減災について強い意識が持てる内容を取り入れるよう、一部見直しをしていきたいと考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ただいま詳細にわたり御答弁をいただきましてありがとうございます。

そこで、女性の視点から三点お伺いしたいと思います。

一点目、情報周知についての防災ラジオについてであります。

新規事業として、四分の三町が負担、二千二百円で販売されております。二十四年度、百一万五千円、五百台分、四百三十二台が販売され、在庫が六十八台とのことです。二十五年度は、販売代金十一万円の予算計上であり、五十台分の販売台数、前年度比八九・二%の減となっております。販売台数の減少、その理由、町民への普及PRはどのように考えておられますか。

二点目、防災士資格取得のための支援についてありますが、防災士の役割は極めて重要であることは認識しております。防災士資格取得補助事業費として三十万五千円、五人分でございます。二十五年度当初予算で計上されているのでございますが、一人の経費六万一千円の経費がかかることですが、町全体を考えると防災士取得人数が大幅に少な過ぎ、事業費を増額すべきではないかと思いますが、その見解をお伺いいたします。

三つ目、地震が発生し、揺れがとまったら火の始末との心得が減災につながる。視点を覚えてお伺いします。家庭用火災警報器は二十三年六月一日までに設置することを義務づけられました。養老町では、二十四年四月の実態調査では六四・八%、岐阜県下では下位の普及率であったと聞き及んでいます。

二十五年三月三日、各地区の消防団、女性防火クラブにより町内一斉に各家庭に訪問し、家庭用火災警報器設置実態調査が行われました。二十四年十二月三十一日現在の世帯数は一万二百五件であります。今回行われた実態調査の普及率は何%だったのでしょうか。また、今後の普及啓発はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） ただいまの三点の質問ですが、防災ラジオと防災士の件の質問につきましては、私のほうか

らお答えさせていただきます。

防災ラジオでございますが、昨年の八月十三日より予約の受け付けを始めました。納品されたのが十月でございます、その十月から納品されましたラジオを各予約されました方々にお渡ししております。この防災ラジオの一台の金額が二千二百円ということで、これまで議員言われましたとおり四百三十二台を販売しております。現在在庫が六十八台ということでございます。

なお、この御質問の中で販売金額が平成二十五年度においては、九〇%ほど激減しておるといふ御指摘をいただきました。これは、在庫の防災ラジオのうち五十台分の販売代金、この分については、年度においては計上いたしております。今年度につきましては、四百五十台分の売上収入を見ておりましたので、その比率として大きな数字になったということでございます。

なお、この販売を開始しました昨年の八月からですが、三カ月ほどにつきましては非常に反響が大きく、月百台以上の売り上げというものがございました。しかし、今現在においては、月数台程度の売り上げの数ということで、当面につきましてはこの在庫の六十八台分を販売を行っていきたいというふうに考えております。そこで在庫がなくなり次第、追加発注といったことも今後は考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、この防災ラジオですが、屋外スピーカーではなかなか聞きづらい、また聞き取りにくいという地域においては、この防災ラジオというのは非常に情報を取得するための非常にいい材料ということ、カバーするものであるというふうに考えております。新年度におきましても町報等を通して、この防災ラジオ啓発について進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、防災士の関係でございます。新年度におきましては、防災士の資格取得のための支援といたしまして一人六万千円、五人分ということで三十万五千円の予算計上といったものを予定しております。

この防災士ですが、自助・共助・公助、この公助となる部分、被害が大きければ大きいほど公的な支援というのはおくれるということがあります。そこで大事なものは、この自助・共助、この共助の部分が非常に大事になるのではないかなあというふうに考えております。その点でも、この防災士の役割といったものは非常に重要なものであるというふうに認識しております。

ただ、この防災士の資格を得るにはどういう手順を踏むかといえますと、日本防災士機構が認証しました研修機関で研修を受けなければならぬということで、その後、試験を受けていただく。そして、その後に救命救急講習を受けていただかなくてはこの資格が取れないということでございます。それも、研修場所というのがこの近辺にございませんで、会場が名古屋市内ということになっております。それも期間が二日ほどかかるということ、どのくらい希望者があらわれるかなという、その辺の予想が把握しづらかったという部分がございまして、今回は五人で予算計上したということでございます。今後、受講希望者の実績等を踏まえまして、人数、予算等につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） 早崎百合子議員の質問に対し、三つ目の住宅用火災警報器の普及率についてお答えさせていただきます。

平成二十三年六月一日に消防法の改正により義務づけられました。その後の一年後の平成二十四年六月一日時点において、養老

町女性防火クラブの協力を得て聞き取り調査を行った結果、設置率は六四・八%と、県下最悪の三番目です。けつから三番目でありましたものですから、同年十月に地域力を生かした住宅用火災警報器の設置促進指導要綱を制定し、十一月十一日に消防団、並びに女性防火クラブと連携し、町内全戸に住宅用火災警報器のリーフレットの配付、設置啓発活動を実施したわけであります。この要綱においては、とりわけ高田地区において特別強化地域と位置づけ、設置率の調査を実施した結果、千七百六十一戸のうち設置済みが六百七十五件、未設置が四百十五件、留守等で調査不能が六百七十一戸ありました。その結果、設置率は逆に下がって六一・九%でありました。春の火災予防運動週間中の平成二十五年三月三日、二回目の啓発活動を実施し、高田地区では前回を含め設置済みが八百八十二戸、未設置が四百三十七戸、調査不能が四百三十九戸、設置率は六六・九%となっております。

御質問の養老町全戸の設置率については、特別強化地域においては今回の二回の活動により設置率が5%上昇しております。それ以外の地区においても戸別訪問による啓発活動を実施しておりますが、設置率の調査については、消防団各分団独自の活動にお願いしておりますので集計には至っておりません。

また、設置率の調査については、訪問調査、アンケート調査等非訪問調査があり、調査対象地区及び方法によってばらつきがあるというのが現状であります。養老町全戸の設置率が一〇〇%に近づくよう、設置促進要綱に基づき戸別訪問並びに住宅用火災警報器の啓発広報テープを作成し、消防団、消防本部の消防車による巡回広報等による啓発活動を継続してまいりたいと思っております。以上であります。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 三点につきまして、いろいろ普及啓発などについて御説明をいただきました。どちらにいたしましたも、周知徹底をしていかなければいけない部分だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、二十四年度防災まちづくり講演会が二月九日、養老町民会館で開催されました。偶然にも、岐阜新聞に「県が養老・桑名・四日市地震被害想定」と大きな見出しで掲載されました。講演会の講師は、防災アドバイザーで気象台防災気象官である山下順正氏であり、四十年間の気象予報官のキャリアに基づき、「防災とは災害を未然に防ぐこと」をテーマに、心構えと準備、特に減災の重要性について御講演をいただき、地震、台風、雨、風の避難箇所等、自然災害から身を守るための知恵と心構えと備えを詳細に御指導いただきました。とてもよい講演だったと感謝しております。

女性の視点から、防災・減災と地域力を今もう一度見詰め直す機会と思います。二十五年度の防災まちづくり講演会の開催時には、防災意識向上のため、また自分自身の身を守るため、多くの町民の方々に参加されることを期待し、これで一般質問内容を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十三時といたします。

（午後〇時〇二分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 議長の許可を得ましたので、オンデマンドバス運行に伴う安全対策について質問いたします。

平成二十五年第一回養老町議会定例議会町長提案説明において、施政方針でございます二の活力のあるまちという中で、「昨年十一月から試行運転を開始したオンデマンドバスにつきましては、試行運転により確認できた事項の改善・改良に努め、町民の意見を広く取り入れながら利用の推進を図ってまいります。なお、現在は、試行により無料で運行しておりますが、有料化による運行についても新年度で検討してまいります」と回答されました。

昨年の十一月十五日に試行運転が開始され、約四カ月が過ぎました。しかしながら、残念なことに昨年末十二月とことしの二月と二回の接触事故が生じ、新聞報道されました。このような運行を実施していると、この先、人身事故や死亡事故も起きるのではないかという町民に不安感を与えております。利用者の安全にもかかわる重要なことであり、今後の安全対策について質問いたします。

まず一番といたしまして、現在、民間業者の名阪近鉄バスに委託していますが、養老町オンデマンドバスの運行に対しての対応・指導をどうされるのか、質問いたします。

二番目に、巡回バスの利用者の実績は、平成二十二年度で三万五千三百六人、二十三年度三万一千四百九十五人、二十四年度十一月十五日まで二万四千四百四十人でありました。一カ月当たりでは、二十二年度二千九百四十二人、二十三年度二千六百二十四人、二十四年度二千五百五人と毎年減少傾向にあります。また、二十四年度オンデマンドバス利用者の実績は、十一月半月で七百三十人、

十二月二千二百六十八人、一月二千六百九人、三カ月で合計五千六百七人を二カ月半で割りますと、一カ月当たり二千二百四十二人と、巡回バスまでは至っておりませんが、毎月の伸びを見ますと、今後、巡回バス以上に利用者がふえるかと思われれます。オンデマンドバスの配車数は、十一月では四台、十二月では平均七台、一月は七台から八台、二月はおおむね八台の配車となっております。このような状況の中で、二十五年度はオンデマンドバス購入としてワンボックス車二台が予定されております。また、利用したとしても、一日八台の配車では現在の四台と合わせても二台不足となります。ほかの公用車対応で実施するのか、今後の運行についてお尋ねします。

三点目です。現在、オンデマンドバスが町外を運行しているという町民からの声が聞こえます。委託による予算削減のため、大垣市にて給油をしているからと以前に回答がありました。しかし、客を乗せて運行しているというわさもありますので、この点についてどうなのか。

以上三点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 長澤議員の御質問にお答えをいたします。

短期間のうちに二度ほどの事故がありましたこと、本当に私も遺憾に思っているところでございますけれども、このオンデマンドバスの運行につきましては、プロポーザル方式という競争入札によりまして、三社の中から委託先が選考されました。この中で、特に運行に関する安全確保・安全体制については重要な基準として厳選をいたしました。委託先の名阪近鉄バスには、契約に際しても安全運転を強くお願いをいたしました。

そのような中での接触、人身事故が起きたことは、けがを負わ

れた乗客の方や町民の方の安全性について不安を与えることとなりました。大変遺憾に思っておりますのでございます。今回の人身事故の原因と状況を把握し、委託先の名阪近鉄バスのさらなる安全運転管理の徹底と養老町としても、対応できる対応策、一つには、シートベルトを着用の徹底ということで、守っていただかなければ利用のお断りをするなどの対策を実施してまいりたいと思っております。特に名阪近鉄バスとバスの運転者の方には、養老町のオンデマンドバスの運転業務委託者としての強い自覚を持って、今後の安全運転の遂行をしていただきますよう、要請をしております。

それから、二点目の御質問でございますけれども、平成二十五年四月からのオンデマンドバスの運行では、今までの運行実績を考慮いたしました。現在七台での運行を基本としておりますので、残り三台のうち二台については新規購入する公用車を利用いたします。残り一台と公用車の二台の購入までの間をレンタカーで対応していきたいというふうに思っております。

それから、三番目の御質問でございますけれども、町外への運行ということでございますけれども、オンデマンドバスの運転・運行管理の委託を名阪近鉄バスに委託しております。四台については、整備・点検を若森営業所で行っていて、毎日若森営業所を往復しております。

また、給油についても委託契約に含まれておりますので、費用は名阪近鉄バスの負担となっております。この契約で給油場所については名阪近鉄バスが決めることができるというふうになっております。町外への客の運行といううわさについては、ないというふうには報告を受けておりますけれども、現在も必要に応じて運転手の実地研修等が行われておりまして、大垣からの行き帰りのとき

の研修者同乗を見られた方がいて、うわさになったのではないかというような推測もされます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 再質問させていただきます。

オンデマンドバスの有料化についてでございますが、新年度より運行を検討ということでございますが、何月より有料化が実施されるのか。また、前回の質問では、三百円くらいを予定しているということ聞いておりますが、幾らを予定しているのか、再度御回答願います。

また、二点目でございますが、二十二、二十三年度の巡回バスの事業費は一年間で一千八百二十八万二千元、約二千万以下で運行してございました。また、二十四年度では、巡回バス事業費一千三百六十万三千元、オンデマンドバス事業費は、車の購入を除いた額が一千五百七万五千元で、一年間の事業費が二千八百六十七万八千元となっております。また、二十五年度におきましては、大きく四千四百三十四万五千元の予算が計上されております。なお、一年間三百円の有料化を実施して、二十二年度の利用者三万五千三百六人全員を有料化で計算しても、全部で一千五十九万一千円、約一千万ほどしかなりません。二十五年度四千四百三十四万五千元から一千万を引きますと三千四百万となります。巡回バスと比較しても、はるかに一千五百万ほど余分にコストがかかることになりました。この点についてはどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

また、有料化を実施した場合、代金の取り扱い、斎場の件もありますので、現金で乗車するのか、事前のチケット等によって販売して乗車するのか、この点についても御回答願います。

有料化の場合は二種免許取得者の運転になるかと思いますが、現在、二月の状況では、一日八台の運行が必要となっております。町職員の運行ではできませんので、委託業者の増員も考えられますし、どう対応されるのか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたします。

有料化の時期及び使用料につきましては、導入推進委員会で有料化に向けた課題について協議をいただいているところでございます。この中で、有料化の時期については関係機関及び岐阜運輸支局との調整がありますので、本年、平成二十五年十月をめどに進めております。

また、使用料金の額につきましては、導入推進委員会で詰めた後、地域公共交通会議に諮るということでございますので、了承を得て決まるということになるかと思っております。現在のところ、具体的数字は、まだ導入委員会でも上がっておりません。

また、コスト高ということではございません。バス停を二百十八カ所設け、自宅近くから公共施設、医療機関、商業施設等に高齢者の方も気軽に出かけられるということ。それから、バスの小型化によりまして、今まで入れなかった場所にも行けるようになったり、運行時間や路線が決まっていけないというので、利用者の都合に合わせて利用できるなど、従来の公共バスから一歩進んだ養老町独自の公共バスの確立をしたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、有料化における現金の取り扱いについて、現金か乗車切符か、それも併用かというようなさまざまなことが考えられるわけでございますけれども、これについても導入推進委員会に諮り

ますけれども、現金を取り扱う場合は、運行形態が予約制のために、現金の取り扱いについては、当日の予約の件数で管理ができるということでございます。

きちんとしたチェック体制で行ってまいりますし、またほぼ全部が委託というふうに考えておりますので、委託会社のほうでの現金取り扱いというのは、それぞれにある程度確立された方法で行っていたわけではないかということも考えております。

それから、二種の関係ですね。これも有料化した場合、緑ナンバー、営業ナンバーどちらにいたしましたとしても、二つの形態を模索しているわけでございますけれども、委託ということを考えておりまして、委託業者ほぼ二種等の免許を持った人間というように形を進めているようにございますので、その点については、二種免許は全て持った運転手がするのではないかというふうには考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 現在のオンデマンドバスでは、授産所を利用するお子さんの保護者にとつては毎日電話しなくてはならず、非常に不便をかけているとのこと。授産所の利用の方は決まっているので、この時間帯に専用バスを一台確保するとか、いろんなことが考えられます。また、高齢者にとつても、以前の巡回バスとの併用が望まれる、この点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 路線化ということだろうと思っておりますけれども、決まった時間に決まった場所へ運行するというバスの路線化についてはございますけれども、今のところは考えておりません。

試行運転が始まってから四カ月ほど過ぎまして、利用状況もかなり見えてきたということで、利用者の多い時間帯、朝であったり、また病院へ行かれる時間帯というのが集中する場合がございますので、そこを一定路線として運行するセミデマンド方式という形の試行を行っております。このセミデマンド方式の運行については、今後の利用状況に合わせまして、利用者の多い場所や時間について拡大運用していくということで解決されるのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○二番（長澤龍夫君） ありがとうございます。

以上をもって、私からの質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、二番の長澤龍夫君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして二点について質問をいたします。

第一点目でございますが、ドリームパークの開放についてでございます。養老町の有尾地区にございます南濃衛生施設利用事務組合の清掃センター及びリサイクルセンターの愛称がドリームパークというものでございまして、御承知のように、この施設につきましては、敷地面積の約半分、二ヘクタールほどでございますが、遊水地を兼ねた芝生広場でございます。これにつきましては、建設の当初から迷惑施設ということを叫ばれておりまして、そうではないという観点から、水辺の公園をイメージしたビオトープという形で景観をなしております。

また、町民の意も公募した名称がドリームパークでございます。

て、つまり夢の公園と申しますか、そういう期待感があつての公募名称に決定したというものであると思われまふ。そんなことで、当初は養老町のライオンズクラブ、そういつた協力もございまして、公園化に向けての景観づくりに、現在もございませう。ベッチ、植栽、そういったものの寄附があつたわけでございます。したがいまして、これからもあずまやだとか、植栽、植林、そんな計画があつたようございませうが、現在は、その施設が一般に開放がされていぬという理由の中から、計画が滞つておるといふのが現状でございます。

先般も、私どもに地元の消防団でございませうが、操法大会の練習をしたというふうなことで、一部を使用したという申し出がございましたが、組合の施設であるというふうな観点から、開放は難しいという回答をいただいております。

また、当初から、先ほど申しておりますように、ビオトープという観点の中から、日本の象徴でもあります桜の木も百本近く植えており、仮に季節的に満開になれば、そんな中で小学生や育成会の方々の遠足やら行事に利用ができればと思つたわけでございます。

したがいまして、一般的にも憩いの場所として開放されてはどうかと思つたので、その辺のお考えをお尋ねいたします。

また、リサイクルセンター内に陶芸室やら紙すきの部屋がございませう。その部屋の利用状況と、またそれに対する教室、そういったものの催しの状況をお教え願つたいということで、以上二点についてお尋ねをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ドリームパーク、ビオトープ等の開放についてということでございますけれども、ちよつと記憶にありませ

んが、前にもこういった御質問があつたかと思つたけれども、このドリームパークは二市一町の組合の中で運営をしているものでございませう。養老町が管理者ということで、私が管理者ということになつてゐるわけでございますけれども、ビオトープが併設された公園ではございませうけれども、構造上、洪水調整池という位置づけでございます。公園施設・運動施設として設計されておりませうので、一般開放した場合には安全管理上の問題が生じるということ、現在のところは開放ということについては考えておりませうし、他の副管理者等もそのような考えのようでございます。

また、施設内の教室等の利用状況ということでございますけれども、平成二十四年度において、再生工房室では養老・海津・関ヶ原主体の毎月二回の再生粘土を使用した陶芸教室というのが行われております。利用者は三百十名でございます。また、不要になつた布等を使用したパッチワーク教室が開催されて、利用者が百四十名ということでございます。また、紙すきとか、廃食用油の石けんづくり、これは生活と環境を考える会の方々八十名なども開催されて、延べ五百三十人程度の利用がございました。また、施設見学等も八百人ほどございまして、合わせると千三百三十人ほどの利用がございました。たくさんの方に御利用いただければというふうにご考えております。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） ありがとうございます。

実は一市二町の組合施設というふうなことで、安全上だとか、組合的な施設ということ、無理があるということ、安全上だとか、条件が違いますので比較はできないかというふうにご思つたが、

今、安八町では百梅園という梅の公園がございます。この施設につきましては、私も行ってまいりましたが、安八町の浄化センターの敷地内、約三・九ヘクタールほどございます。その中の町営の施設の中に梅の木を約千五百本ほど植えられておるそうでございます。これにつきましては、浄化センターの周辺の環境を整えるという意味も持って開園をされておることでございます。もちろん町営でございますので無料でございます。一月ごろから現在に至って二カ月ほど一般に開放されて、大勢の方が観賞をされておることを見てまいりました。

そんな意味でも、ぜひドリームパークも、できることなら一般に開放されながら、桜を見て養老町の名所というふうには、そんな公園になればと願うものでございます。おいおいで結構でございます。そういう実現をすればと期待をするものでございます。

また、陶芸教室やら紙すきにつきましては、再度お尋ねをしますが、教室の利用については、定期的に利用されると。今後もういったもので、また生徒なんかは広報だとか、そういった形での公募をされながら教室を開くのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（松永民夫君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの大橋議員の質問にお答えさせていただきます。

この教室ですけれども、陶芸教室とパッチワーク教室は月に二回ずつ実施しているそうです。あと、紙すきとか廃食用油の石けんづくりなどは、定期的ではなくて不定期、要望があったらと。要望があったらというか、その団体の都合によりやってみえるそうです。あと、施設見学八百人に関しては、小学校とか子ども会がクラス単位とか、そういう形で見えています。また、陶芸教室ですけれども、これは中央公民館事業という位置づけでやっ

ておるということでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいま議員が仰せられましたような安八の百梅園と町営の処理場でございますけれども、この施設、先ほども申しましたけれども、海津市と関ヶ原町、養老町とで行っております組合でございます。今のところ、旧施設の解体等について多額の経費が必要だということでございますけれども、一度私どもの提案として、この開放にかけての考え方を一度諮ってみたいというふうに思います。

なお、いずれにしましても、現状のままでの開放というのは難しいかなと思います。もし開放するのなら、安全面等を考慮した形で変更が必要になってくるだろうというふうに思いますので、一度組合の中でも提案をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 御検討願えるということで、ありがたくお受けをいたします。

ほかの施設もございしますが、町民の皆様には有意義に利用していただけるよう期待をするものでございまして、一点目の質問を終わります。

次に、第二点目の質問をさせていただきます。地産地消の推進についてでございます。

養老町の産業といたしましては、農業は欠かせないものがございます。ところが、今国会でも討論がなされておりますTPP問題、こういってことで、JAも今揺れ動いておるのが現状でございます。当町においても、当然、今後少しでも地元の農産物を生

かした施策がないものかと模索をするところでございます。

現在では、学校給食に地産地消推進事業、こういったものがございまして、町の負担、三分の一ずつだそうでございますが、二十五年度予算が約四十万円ほどとお聞きをいたしております。これにつきまして、三分の一ということでございますと、年間で百二十万ほどの地産地消の農産物が消化されるという計算になります。ただ金額だけを見ますとやや少ないというように考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

また、全ての養老町の農産物がこういったところに使われるというのは考えにくいところではございますが、米、それから一部の野菜等につきましては養老町産で十二分に賄える収穫量があるというふうに考えております。そういった中で米・野菜等の採用の状況、ウエートの率とどういった流れで学校給食に扱われているのか、わかる範囲で説明をお願いします。

それからまた、今後の地元農産物の地産地消のための新施策、そういったもののお考えあるならば、お聞かせを願いたい。また、学校給食の予算化も増額できるような形になれば期待をするところでございますので、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 地産地消の推進についての御質問でございます。

学校給食に係る問題につきましては、後ほど教育長のほうから御説明をさせていただきますけれども、本町の現状ということで、将来の消費者である児童・生徒に農業への理解と愛着を醸成するとともに、地産地消の推進と地元の生産振興へつなげるための議員おっしゃいます学校給食地産地消推進事業として、給食への県産農作物の導入を促進しているところでございます。この事業は、

学校給食に県産農産物を導入した場合、その経費の一部を助成するものでありまして、対象となる農畜産物の使用に対し、県・町・JA中央会が経費の一部をそれぞれ負担していただくわけでございます。これが先ほどおっしゃいました三分の一ずつということでございます。

絆プラン、養老町第五次総合計画では、町内の学校給食に使用される県内産農産物の指標として、現状値年間四十七トン、それから平成三十二年では、年五十トンの県内農産物の使用量の目標を掲げておりまして、さらなる地元農産物の利用を推進してまいりたいと思っております。

また、地産地消を促進するための流通・販売の工夫として、自給型小規模農家などが生産する少量多品種農産物の地産地消の組み合わせづくりを強化するとともに、食育、農産物加工との連携を推進し、あわせて地域で生産された農畜産物を生かした加工開発への取り組みを支援することを掲げております。特に農業者が農畜産物の生産だけでなく、加工や流通・販売にも主体的にかかわることによりまして、その利益を農業者自身が得ることによる農業の活性化と新たな産業の創出につながり、地元の若者の地元定住促進に寄与するものでございますので、六次産業化を今後推進していく考えでございます。

また、町内で生産・製造された農畜産物等を養老ブランドとして認証する制度の創設を検討し、広く情報発信することにより、農業のみならず、地元経済の活性化や町のイメージアップを図っていききたいと考えております。

同時に、昨年策定いたしました養老町食育推進計画、第二次健康よろう二十一に基づきまして、地域における食育の推進と郷土料理の紹介などを通じて地産地消の推進に取り組んでまいりた

いと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） ただいまの件の、学校給食についてお答えを申し上げます。

学校給食におきましては、食育基本法や学校給食法に基づいて地産地消の推進を図っております。その一環として、生産者がわかる町内産の農産物を学校給食に取り入れることを目的に、今年度からJA西美濃に御協力いただきまして、毎月二回、町内で収穫された農産物を直接入荷し、使用しております。使用した品物は、これまでに十七品目千九百二十七キログラムで、その主な内訳は、柿が七百九十個、イチゴが三千二百個、ミニトマトが七千五百個などでございます。

この事業につきましては、JAファーマーズ・アドバイザーの協力で、その食材の生産現場の見学や生産者さんとの交流もしており、実際に作物を収穫する前の状態を見たり、触れたり、栽培の苦労話を聞いたりすることで、子供たちがより一層食に関心を持つことができ、みずからが住む地域のことに興味と関心を深めるなどの成果を得ることができました。

ただし、給食用食材としてはふぞろいとか廃棄率などの品質の問題が一部ございまして、もう一つ、一度に納品できる量が場合によっては限られているという問題などを抱えております。

県内産の農産物としましては、学校給食地産地消推進事業において、先ほど町長からも申しましたが、平成二十四年度の年間供給量は四十七トンで、使用している食品数のおおむね二五％の食品で使用しております。発注に際しては、岐阜県産を希望して発注いたしますけれども、場合によっては入荷されてこない実態も

ございますが、これからも引き続き町内産、県内産の地場産物を一層利用するよう推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 学校給食につきましては、ふぞろいであるとか、まとまった量が当町のほうで調達ができないというのは十二分に理解ができました。

いずれにいたしましても、当町は農業者も多く、町としても何とか自給率の向上とか、地産地消の推進に取り組んでいただきまして、安定した農業経営ができる施策を望み、期待をしながら、これで質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、三番 大橋三男君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき二件で質問をいたします。

午前中にお二人の方が同じような項目で質問をされましたが、私は重複する場面があっても通告どおり行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、囑託職員の公金横領問題に関する町長の政治姿勢を問うものです。

私たち議員は、二月二十一日午後三時四十九分から緊急の議会全員協議会で、初めて町長より斎場で公金横領問題があったことを知らされました。その内容は、昨年十一月からことしの一月まで五件二十万一千円の横領が発覚したこと。近く、法に基づき告

訴すること。午後四時から副町長、総務部長、住民福祉部長が記者クラブでマスコミに説明をしていること、今後は警察の捜査に委ねるといふものでした。しかし、二月二十一日夕刊、テレビ、ラジオ報道、二月二十二日の各紙朝刊は、横領金額を一千万円を超える報道し、私たち議員は新聞からその事実を知ることになったのです。

今回の事件は、葬儀を出した町民の方々の心情に思いをはせれば、故人を送る遺族の思いを遺族の知らないところで不正偽造し、着服するという、どう考えても承服はできません。事件発覚から二カ月、報道から二十三日を迎えているわけで、三月七日に行つた告訴が受理されているか否か、全く議員には知らされていません。町長も、私たち議員も選挙を通して選ばれた地方自治法による二元代表制の双方者であり、その活動は公のお金によって賄われている以上、一般職員や一般町民の方々より高い道德規範が課せられています。町政や議会への町民の方々の厳しい御批判や叱咤は当然です。

三月議会では、それぞれの立場で信頼を取り戻す第一歩の定例議会にしていかなければなりません。司法に抵触しない範囲で誠実に答弁していただきたいと申し加えし、具体的に次の六点で伺います。

一点目は、その嘱託職員が勤務した平成二十二年四月から平成二十五年一月までの斎苑使用料の偽造は、平成二十二、二十三、二十四年度決算金額にも大きくかわってきます。私たち議会は、平成二十二年度、二十三年度決算の承認、そして二十四年度の決算審査は偽造で審議するのでしょうか。

二点目は、大橋町長のもとで、正規職員、日々雇用職員は毎日幾らの日日です。そして嘱託職員、これは月給制です。嘱託職員

の採用人数をどのように採用されたのか伺います。履歴書の提出、面接、試験、公募であったのか。そして、町長や議員の口ききは一切なかったかということです。

三点目は、類似の公共施設使用料の現金管理は、どの立場の職員がどのように管理・受理しているのかお尋ねします。

四点目は、民間出身の町長への期待の中に、このような事件に関し、隠蔽工作や玉虫色の決着で終わる全国的なお役所の体質を打破し、民間出身の町長だからこそ、一日も早く真相究明と再発防止に全力で取り組む、正・副町長も参加する調査委員会規則を制定し、調査を進めることです。一月中旬に発覚してから今日まで、町民の期待に込んでいるとお考えでしょうか。

五点目は、今回の刑事事件に関し、町長も含め幹部職員の責任の取り方をどうお考えでしょうか。

最後の六点目は、二月二十三日男女共同参画推進大会終了後、単労、嘱託職員も含め、全ての町職員を招集し、訓示をされたと聞いていますが、町長は何を語られたのでしょうか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目の平成二十二、二十三、二十四年度の一般関係の決算とありますけれども、決算は二十二、二十三、二十四年度の資料でございますけれども、町として、この数字というのは、意図的な偽造に当たるようなものではないと理解しておりますけれども、平成二十二、二十三年度に付した資料等については、結果といたしまして正しくない書類で決算審査をお願いしたことは、まことに遺憾であり、その責任を痛感しているところでございます。

三月七日に養老警察署へ告訴状を提出いたしましたので、今後捜査が進み、公金着服の全容が明らかになりますので、その進捗を見守ってまいりたいと存じます。

なお、二十四年度につきましては、現状のまま出納閉鎖を行う、いわゆる横領があつて過少かは知りませんが、その現状のままで出納閉鎖を行い、警察の捜査終了後に被害額を、過年度収入というのが正しいかどうかとあれですけれども、繰り入れて決算審査をお願いすることになるかと思ひます。

二点目の嘱託職員の採用についてでございます。平成二十二年十二月、町長就任以降の一般職の採用者は二十六名、採用は全て公募であります。広報養老、ホームページ等で五月に採用試験実施のお知らせを行い、七月に第一次試験。これは、岐阜県市町村職員統一採用試験でございますけれども、教養試験と適性検査を受けていただいております。九月に一次試験合格者を対象に二次試験として作文試験、体力試験、実務試験を行い、後面接試験を実施して職員の採用を決定しております。

それから、嘱託職員につきましては、私就任以来十名を採用しております。採用については、養老町嘱託職員の勤務条件等に関する要綱第二条に基づいて、嘱託職員は職務の遂行について知識及び能力を有する者のうちから町長が任命することとございます。幼稚園園長や自治会館職員等について、退職職員を基本に採用しております。

なお、単労職については、採用をいたしておりません。おっしゃられますような、こういった採用について口きき等に依って便宜を図ったというような件数は、誓って一件もございません。

それから、公共施設の現金管理ということでございますけれども、類似となる出先機関と思われましても、基本的には担当

の職員が現金を扱っております。処理方法については、地方公民館といたしましては、窓口で支払っていただいた会議室等の使用料については公民館の金庫で一時保管し、月末にまとめて金融機関に入金をしているというふう聞いております。

ただし、町民会館の使用料など多額な場合は、適宜入金をしておるといふこととございます。総合体育館等についても同様でございますけれども、週一回程度入金をしている現状でございます。それから、四番目の本件についての私の姿勢ということだろうというふうに思ひますけれども、今回の事件概要を担当課から報告を受けた後に、事実確認を行う必要があり、内部調査を早急にするように指示をいたしました。この点は、詳しく三田議員のときにも申し上げておりますけれども、不正の確認ができた時点で、出勤の停止を命じております。

二年十月月分の内部調査結果が判明した後に、本人を呼び事情聴取を行いました。この時点で本人が横領を認めたため、養老警察署とも協議を行い、全員協議会が開催されるのを待って、二月二十一日に公表したということとございます。午前中にも申しましたけれども、事実関係の確認というのは、非常に手間のかかる作業であつたようでございます。慎重にならざるを得ない部分もございまして、発覚から公表まである程度の時間を費やしたということとございますけれども、私の気持ちの中に、隠蔽や玉虫色で決着するということは一切考えておりません。しかるべきときにしかるべく、きちんと皆さん方に公表をさせていただきます。この責任のとり方でございますけれども、管理・監督する立場にある私としましては、私を初め所管関係職員の責めによるものでございます。公金に対する意識の希薄さ、慣例による内部の規律の緩み、危機管理意識の欠如、そういったものが招いたもので

あると考えております。責任を誰がどのようにとるかにつきま
しては、来週開催いたします懲戒処分審査委員会に諮り、所管部課
長等関係職員の処分を決定するとともに、私自身も特別職の減給
を行うため、時期を見て条例改正を提出していきたいというふう
に考えております。

二月二十三日の全職員の訓示内容でございますけれども、今回
の事件を重く受けとめ、公表後の二月二十三日に、これまでに前
例のない嘱託職員、臨時職員を含む全職員五百十二名に集合す
るよう命じました。

当日勤務等の職員を除く参加者は四百十名。事件の原因となっ
た現金を取り扱う職員のチェック体制を二重三重により厳しくす
るよう命じました。また、二重三重にするような検討委員会を立
ち上げて、管理体制を整えるように述べましたほかに、事件が発
生した場合にはいち早く上司に相談し、臭い物にはふたをする
という考え方は厳に慎み、警察や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、
正直にマスコミに公表をしていく姿勢が大切であること等を申し
上げました。職員一人一人が、一般職、嘱託、臨時を問わず公務
員としての原点に返り、みずから綱紀を粛正し、こうした間違い
が二度と起こらないよう、厳しく自覚をして町民の信頼回復に努
めていただきたい旨の話をいたしました。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をさせていただきます。

一点目は、昨年の五月十六日に開会した第一回臨時議会で、平
成二十三年度の一般会計補正予算の専決処分の承認を求める議案
が上程されました。その中で、清華苑の使用料が一千五百二十九
万円足りないのので、一般財源を充当し、財源更正をするというも

のでした。そのときの町長の提案説明は、目四斎苑費においては、
清華苑使用料の減額に伴う財源更正をするものでございますとい
うふうのみの内容でございました。

私たち議員は、一千五百万円近くも斎場の使用料が足りないとい
うことに非常に疑問を持ちました。なぜなら、これまで唯一、
清華苑は、公共施設の中で一般財源から充当しなくても運営して
いけるというのが頭にあつたからです。年間の使用料数の平均、
そして、年間の人数、また委託業者に三千五百万円前後を委託料
として渡しても、まだ二、三千万円の財源があるということ、
どの議員もええつというふうに思ったはずですが。私自身も、金額
の多さにびっくりしまして、精読中に担当に聞いたことを覚えて
います。回答は、民間のセレモニー会社の参入により、告別式や
お通夜がそこで行われるために、清華苑使用料が少なくなつたと
いうことでした。民間のセレモニー会社が入ると、これだけ町の
使用料が少なくなるのかと、何の疑いもなく承認をしたという
ところが、私たち議員のチェック体制の甘さだつたと思ひますし、
町の落ち度だつたというふうにも思ひます。

そして、私も中村議員もこの件に関しましては、専決処分が多
過ぎると。三月の段階で、どうしてきちつとした議論の中でやら
ないのかと、専決処分と申しますのは、もう仕方ない、町がこれ
だけ足りなかつたので、充当しましたという結果の報告であつて、
審議じゃないですね。専決処分はできるだけやらなというものが、
議会のいろはというようなところで、私も中村議員も三月でしつ
かりと精査せよということを申しました。もし三月の時点で、そ
のことがしっかりしていれば、もしかしたら、もうちよつと早く
こういう問題に発展していかなかったのではないかと思ひわけで
すが、いま一度、昨年五月の臨時議会で専決いたしました一千五

百二十九万円の財政更正の根拠について、尋ねておかなければいけないというふうに思います。よろしく願います。

二点目は、新聞報道によれば、この嘱託職員は平成二十二年四月に日々雇用職員として採用され、平成二十四年十月に嘱託職員に昇格・昇給しています。大橋町長は、面接されるとともに、町の嘱託職員の先ほど申されました勤務条件などに関する要綱第二条の任用をどう認識されていたのでしょうか。先ほどの質問では、この職員の勤務評価は並というふうなことでしたけれども、実際に昇格・昇給されるときに、この職員と直接面接をされたのかどうかについて伺いたいと思います。

三月七日に告訴したということですが、当然告訴状の中に、職員の住所、氏名も記載されておりますし、金額ですね、告訴状の中には何件、幾ら分ということも明記されていると思います。先ほど答弁いただけませんでしたけれども、告訴状はしっかりと受理されているのかどうか。その点についてもお尋ねいたしたいと思いますし、金額、件数、そして氏名も明らかにしていただきたいと思います。

そして、この嘱託職員の問題については、平成二十一年十二月定例会で、十二月十七日に一般質問が行われているんですけれども、皆川雅子議員が、こういうふうな質問を一般質問でしておられます。「三点目、社会教育関係施設にかかわる就労採用についてお尋ねします。経済状況の厳しい中、特に就労に対して町民は厳しい見方をし、意見が飛び込んでまいります。採用は全て公募とし、広報へ情報の提供してほしいとの声が届いております。現状と対応について、町長よりお伺いしたい」というふうな一般質問が皆川議員からされており、当時は稲葉町長でしたので、答弁はいたしませんけれども、やはり嘱託職員、日々雇用にいた

しましても、公明正大にやっていたいただきたいというふうなことで、二点目の答弁をお願いしたいと思います。

三点目は、どこの市町でも経理規定をつくり、公金を扱う職員は、正職員であると聞いています。今後、この教訓を踏まえ、どう改善していくのか、食肉事業センターでは審議会がございましたけれども、大変な財政なので、正職員一名の削減をするということ、その当時は、臨時職員がお金を計算して事務所に届けること。毎日、食肉事業センターの場合は、銀行員が来て対応するという点でも、今回のようなことはないと思いますけれども、そういう点でも答弁をいただきたいというふうに思います。

四点目は、施政方針で町長は、職員の意識改革を図るため、住民視点で、スピード感を持って積極的に取り組むよう指示していると述べられました。本当にその職員への言葉は今の町長に町民が期待するところだと考えますが、いま一度、この件についての御答弁をいただきたいというふうに思います。

五点目ですけれども、先ほど訓示の内容をお話ししましたが、訓示の中で、守秘義務を守りなさいとそう簡単に町民と話をしてはならないと、そういうふうなことを強調されませんでしたか。横領金額の違い、告訴日のうわさ、そして、一月二十一日以前にもこのようなことがうわさをされていきました。それは、正副町長自身が守秘義務を守れなかったことではありませんか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたします。

昨年の臨時会における財源更正の件でございますけれども、正確な金額、答弁等ちよつと記憶をしておりますけれども、専決処分をなるべくなくすような方向に持っていかなければならないということ承知しております。

それから、二点目の採用時のことについてでございますけれども、今回嘱託職員の採用につきましては、副町長のほうが担当をしておりますので、そちらのほうから答弁をさせますけれども、告訴状の内容について、お答えできるところだけ、お答えをさせていただきます。

今回の告訴状における内容でございますけれども、嘱託職員四十五歳でございます。金額の期間につきましては、平成二十二年四月一日から日々雇用職員として雇い入れていて、平成二十四年一月十五日分から同年一月三十日までの間の十九名に係る同施設利用代金及び汚物処分代、消耗品代としての現金三百六十六万三千七百円を請求し、集中し保管中、いずれもそのころ斎苑清華苑においてほしいままに自己の用に供するためということで、横領金額いたしましたしては、百二万九千八百円を着服しということでございます。

それから、現金扱いに関する問題でございますけれども、養老町の会計規則の中に、職につけば必然的に出納員に任命されるというようなことにもなっております。この辺のところも検討をしていかなきゃならない課題かなというふうなことを思っております。

それから、スピード感を持つてということでございますけれども、いずれにしましても、今回のこの件については、住民の方々の厳しい目もございます。できる限りのスピード感を持つて取り組んでいきたいというふうふうに思っておりますけれども、私、それから副町長等の守秘義務についてということでございますが、少し質問の意図がわかりかねますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 水谷議員の御質問に回答させていただきますと思います。

まず財源更正、昨年の五月十六日の関係でございますけれども、私どもも民間の業者が出てきてそれほど変わるんだという説明であったというふうには理解しておりますけれども、私たちもやはり思い込みの部分があったかなということでも反省をいたしております。そのときに、もう少し疑問を持つて詳細な調査をしておいたらという後の祭りになるわけでございますけれども、後悔先に立たずということになるんじゃないかなというふうにも理解をいたしております。

それから、被疑者、いわゆる公金横領をした職員が昨年の十月一日付で嘱託になっております。この辺の経緯を申し上げたいというふうに思います。

仮に前任者をSというふうにさせていたかと思っておりますが、二十四年の九月末に退職をしたということで、七月にお話がございました。それで、十月から職員が一人になってしまおうということで、臨時職員の公募をかけております。それで、広報等で募集をしておりますので、三名の応募がございました。その結果、現在、臨時職員として働いております仮に名前をTとさせていただきますますけれども、この方が臨時職員としてなっております。それで、もう一人前のその二十二年に採用した臨時職員と二人が臨時になつてしましますので、これはどうかということ、二十二年の四月から勤務をいたしております臨時職員が二年半たつということ、私とその職員に、九月のちよつと日にちまでは忘れましたが、二回会いに行っております。それで、そのときにいろいろちよつとお話もさせていただいて、この人ならということ、十月一日付で嘱託に任命をしておるということでございます。

それから、告訴状の受理の確認ができておるかというようなお話があったと思いますけれども、三月十二日の日に町長と部長で養老警察署のほうに出向いております。そのときには、告訴状のお話等もさせていただいておりますけれども、受理の問題もちよっとお話をしております、警察からは、受理したものと思っていたいて結構だということでした。

それから、先ほど町長がちよっと申しましたけれども、出納員の問題でございますけれども、出納員は課長と所属長が辞令は出さなくても、その任についたときに出納員とみなされるということでございますけれども、いわゆる現金扱い員と言うんですか、そういったものについても、その出納員である課長、あるいは所属長のほうからお金を扱いなさいというふうに命令を受ければ扱うことができるということで、みなし現金取扱員というふうな形で、第三条の三項であったと思いますけれども規定をさせていただきます。

それから、守秘義務、いわゆる町長が全職員を集めて訓示を行ったわけでございますけれども、確かにその中で守秘義務のお話もされたわけでございます。それにつきましては、今回の横領事件の情報を漏らすなということではなくて、公務員として当然守秘義務はあるよということではございますので、何も横領事件にかかわることだというふうには、私どもは理解をいたしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 事件後、一般町民の方、本当に役場の中が重いか暗いかという御指摘がございます。この間、全て

の職員は、町民の批判の中に淡々と公務をしているわけでございます。特に税務課の職員にとりましては、毎日がきょうで確定申告は終わりますけれども、そういう批判の中で、直接申告の業務をこなしているわけです。私も先週の火曜日にすいていて四十分くらいでしたけれども、前列の右端でいろいろと申告を待っていましたけれども、やはり後ろのほうからは、議会は何をやっておると、町長は何をやっておると、わしらのこういう税金で食べておるんやろうと、本当にそういう声が聞こえました。そして、議員においては、厚生年金より高い議員年金もらっておるんやろうとか、退職金もどえらい出るんやろうとか、本当に心の中でそれは違いますと言いながらですけれども、それだけ町民の皆さんの怒りは非常に大きいわけです。

この間、町長はそういう状況の中で、どう職員をねぎらいながら役場の中を、住民サービスですので、来ていただいた方が感じがいいとか、明るいわとか、そういうふうなことで努力をされたのか。そして、また申告会場にどれだけ足を運んで、直接納税者の皆さんの声を聞かれたのか、お聞きしたいと思います。

それから、私たち議員のところにも、本当に連日電話や手紙をいただく、そういう一カ月となりました。匿名もあります、匿名じゃないお叱りだけの電話もございました。その中で、私はこれをぜひ町長にお伝えしなければと思っております。

責任をとって当たり前ではないですか。今回、特にかかわりのある管理職は全部入れかえることを希望します。減俸はもちろん、降格もあるに違いないと思います。職員の方の一生懸命働いた税金もあります。けれども、私たち庶民が一生懸命働いた税金でもありません。返金はあるのだろうか、必ず返金をしてもらってください、テレビの取材に町長が出ないのはなぜですか、事件はあつ

てはいけないのですが、他の町はどんな事件があるときも町長が、また学校事件は校長が謝罪しているように思います。養老町はどうなっていますか。突然のお願い申しわけございません。よろしくお願いしますということでしたが、やはり町長は、きつちりとケーブルテレビやそれから広報で謝罪をしていたきたいというふうに思います。

私たち議会も、監視権を行使できなかったことへの謝罪、また離職勧告、同僚議員を議員みずからやめなさいという本当に議員にとつてはつらいことですが、そういう手法も町民の皆さんの期待、議会としてやっていかなければいけないというふうに思っております。

最後のまとめになりますが、答弁はいただきます。私は三回目ですので、最後になります。一千万あればどんなことができるのでしょうか。町民の皆さんの一千万円の税金を住宅リフォーム助成制度に使わせていただいた平成二十四年度百十件要望があり、一千万円で一億五千万くらいは経済効果、十五倍以上の経済効果があつたわけです。ですから、今回の着服金額は、本当に許せませんし、毅然とした対応を議会も町もともにやって信頼回復をしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたしたいと思います。

今回の事件に関して、本当に心から町民の皆様方にはおわびを申し上げたいと思います。

私が記者会見場に行かなかつたのは、たまたま議会と、それから記者会見と重なるということと、やはり議会の皆さん方に私が御説明するのが本来であろうということで、副町長を代理として報道機関への記者会見場には参つたわけでございます。

私も、二月に入りまして、二月、三月と各地域での公民館祭り等につきましては、まず第一にこの問題についてお話をさせていただき、おわびを申し上げているところでございます。職員に対しても、やはりこれだけの事件ということで、各自もそれぞれに重く受けとめているというふうには思いますけれども、余りにも萎縮するということがないように、やはり自分の与えられた仕事をきちんとやるということが本筋でございますので、そのように指導をしているところでございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二件目は、幼児・児童・生徒への給食提供について伺います。

学校給食が全国的に実施されるようになったのは、戦後のことで、東京など大都市を中心にコッペパンと脱脂粉乳で開始されました。食料事業が極度に悪い状況の中で、子供たちの飢餓対策として実施されたものですけれども、現場の努力と創意工夫、保護者の要求に基づく運動などにより、学校給食は次第に充実し、発展し、定着してきました。

また、近年は地産地消の食育が見直されるとともに、子供たちの成人病や、冷凍加工食品や農薬、放射能汚染、TPPなどにも、給食を通して環境問題に関心が寄せられています。当町の給食は、大変厳しい財政にあつても、給食も教育の一環と位置づけ、さらに防災面からも、自校単独方式による提供を堅持しています。私は、養老町の給食は県下でも誇れる施策であり、子供たちはもちろん、保護者や教師からも歓迎されていると確信しています。

そこで、三点について質問します。

一点目は、岐南町が四月から小・中学校給食無料化に踏み切り、

小・中一千八百人と町内在住の特別支援学校に通う児童・生徒分も含め、新年度予算に八千五百万円計上したことが報じられています。さきの町長選で大橋町長とともに戦われた高野智さんは、この公約を掲げられ、保護者の話題になりました。大橋町長には、相手候補の公約に努力をすることも当選された者の政治姿勢だと私は考えるのですが、給食無料化に対する見解を求めます。

二点目は、三から五歳児園児の米飯給食の提供についてです。

この質問は、平成二十三年九月議会の一般質問でも取り上げていますが、新年度の予算計上には至りませんでした。そのときの答弁では、県内七二%の保育園がご飯とおかずを実施しており、今後、保育関係者の意見聴取や費用負担のあり方を検討し、実際の可否を判断したいとのことでした。どのような議論がされ、結論が出たのでしょうか、お聞かせください。

三点目は、給食アレルギー事故対策について伺います。

調査依頼した資料によれば、公立・私立保育園ではトマト、バナナの食材も含め二十一品目が、幼稚園・小・中学校においては里芋やオクラ、マツタケなども含め三十七品のアレルギー食品があるということを知り、衝撃を覚えました。食物アレルギー給食後に、小学校五年生の児童が死亡する事故が昨年十二月に東京であり、再発防止の安全管理、医療体制づくりが求められています。当町のアレルギー対象者と対策の状況について伺います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二番目の質問、給食提供についての問題、無料化についての問題でございますけれども、現在、学校給食費は学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営に要する経費については、学校の設置者である町が負担しているわけでございます。

食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担となっており、養老町におきましては、保護者負担となっており。ただし、生活困窮家庭については、全額を補助しているところがございます。現在、養老町の給食費の月額、小学校が四千五百円、中学校は五千三百円、幼稚園は四千元で、十一月集金をしております。過去三年平均でございますけれども、小・中・幼の給食費の合計額が一億四千六百八十九万二千九百五十円となりまして、平成二十五年年度予算で対教育費では九・六%、一般会計予算では一・五%になります。これら全てを無料化にするということは、非常に厳しい財政状況の中で、かなり難しいものだと判断をしております。

また、子育て支援策としましては、給食費無料化以外にも、さまざまな支援がございますので、今後検討をしてみたいと考えております。学校給食無料化に関しては、私のほうからこういうお答えでございます。

それから、保育園の米飯提供についてでございますけれども、水谷議員も先ほど申されましたけれども、昨年九月の議会でも御質問を受けております。やはり、各園によって施設に差があるということもございまして、特に私立の面においては給食室が手狭であるということから、多額の経費がかかるというようなことで、まだ実現には至っていないのが現状でございます。給食無料化となれば、もちろん個別に今やっておりますけれども、総合的給食センター等のような形にすれば、踏み込める場合もあるかと思っておりますけれども、現在のところ、各園によってさまざまな施設等もございますし、配膳等に係る人的な問題もございます。まだそこまで至っていないというのが現状でございます。

それから、アレルギーの問題について、保育園の現状について

を私のほうから申し上げたいと思います。

学校給食のアレルギーについては、教育長のほうから答弁をさせていたきたいというふうに思いますけれども、二月一日現在の公立保育園の園児数、七百三十八人のうち食物アレルギーのある園児は四十五名でございます。四月入園予定の新入園児の健康診断、半日入園による保護者との面談に実施済みの六保育園、公立が五園、私立一園で十四人の該当者がいることを把握しております。まだ私立六園で健診が未実施でございますので、新入園児の該当者はふえる可能性があります。

保護者から報告を受けているアレルギー原因というのは、さまざまあるわけでございますけれども、平成二十三年三月に厚生労働省から保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づいて、アレルギー疾患生活管理指導票という書類に保護者が原因食品、緊急時に備えた処方薬、保育所での生活上の留意点などを記載し、医師の証明を受けた上で書類を提出することによって、対象園児及び原因食物を把握しております。

日々の調理に当たっては、アレルギー事故防止のため、保護者に献立表にアレルギー原因食物をチェックしてもらうとともに、保育園においても再度食材をチェックして、原因食物を取り除いた除去食を提供しており、食材・調味料の代替が可能なものについては代替食を提供することより、事故防止に取り組んでいるところでございます。

幼・小・中につきましては、教育長のほうより答弁をさせます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 幼稚園・小学校・中学校のアレルギー対応についてお答えいたします。

現在、養老町内で、入学時、または健康診断前の保健調査等で

食物アレルギーを有すると確認された児童・生徒、並びに園児は百三十九人おりました、うち保護者とのいろんな話し合いの中で、現在、学校給食において対応している者は、幼・小・中合わせて五十三名おります。

食物アレルギーは、個体によりアレルギーを引き起こす原因食材も違いますし、調理の仕方により発症するなど、さまざまな面での対応が必要になります。学校・園では、医師の記入による学校生活管理指導票を用い、該当する場合は、養護教諭、栄養職員、担任らが保護者と面談を行い、給食対応の内容を決定しております。その後、調理員を含め学校関係者の共通理解を図り、日々の対応を行いますし、保護者も献立表の確認を行い、子供に指導するなどして、事故につながらないようにしております。

町は、単独自校炊飯をしておりますために、これまで、それぞれの学校で細やかな対応をしておりましたが、近年、アレルギー対応人数がどんどんふえてきていること、また対応内容の複雑化、現在、町内では四十種を超える食材について除去食や代替食の対応をしておるわけでございますが、どんどん複雑化してきておるといふことで、学校間によって対応できる内容に大変差が生じてきております。そのため、その対応の平等とアレルギーを持つ児童・生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことができるようにするため、今年度、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成しました。その中にも、食物アレルギーの症状発症時及び緊急時の対応や、アナフィラキシー症状を来した児童・生徒を発見したときの対応が記してありますので、来年度からは、このマニュアルに従い、適切な行動ができるよう指導をしてまいりますと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問させていただきます。

国の元気臨時交付金というのが今、取りざたされておりますけれども、例えば全国的には学校にエアコンを入れたというふうな報道があるわけですが、今回のこの交付金は、保育園の施設改修や炊飯器や食器などの対象にはならないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、食物アレルギーはアレルギーを口にし、五分から十分の早い段階で鼻水やせきや、喉がかゆい、口の中がびりびりするという症状が起こるといふうに言われています。異変が出た場合、四十五分以内に治療を受けるタイムリミットを意識した大人が複数子供たちの周りにいることを理想としています。またアドレナリン注射が有効で、養護教諭や教師らが注射の仕方や学ぶ講習が開催されているといふうな報道がありますけれども、当町のこの点での対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 水谷議員の元気臨時交付金について、御回答申し上げます。

この交付金のほうですが、何に該当するのか、その辺の詳細な資料とか、そういったものがまだ私どもの手元に届いておりません。これが届き次第、また何に使えるのか、それぞれの課に配付しまして、できるだけこうした交付金を利用できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 教育長、自席で答弁。

○教育長（野村浩太郎君） このアナフィラキシー症状が深刻な場合は、自分でアドレナリン自己注射を打つという対応が一番必要かというふうに思っておりますが、いわゆる通称エピペンという

注射薬を持ってきている子供が町内に一人おります。これは把握しておりまして、いざという場合には、それを注射するという体制をとっております。

現在は、岐阜県は全ての養護教諭がこのエピペンの注射の仕方の講習を受けておりますので、この学校においても、養護教諭が対応することになっております。しかし、もし出張などでいない場合も想定されますので、つい先日、学校にその場合の緊急対応、かわりに校長とか教頭とかが対応できる体制を整えるように指導をしております。

ただし、今後、この問題についてはいろんな学校で対応が迫られる可能性もありますので、来年度、全ての学校でこの点についての対応をこちらで考えて、指導していきたいというふうに思っております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私たちの子供時代は、食べて自分の命を守るといふ時代でした。今は教育長のお話がありましたように、今の子供たちは、食べないことで自分の命を守ると、こういうふうな理不尽な社会現状も現実としてあります。そういうアレルギーの子が孤立しないように、健常の子もそれを認めるような、そういう教育環境を、ぜひ校長を中心に保護者とともにつくっていただきたいし、また教育委員会も大きくその施策を後押ししていただきたいということをお申し述べ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、三月十八日月曜日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時三十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年三月十五日

議長 松永民夫

議員 田中敏弘

議員 皆川雅子